

令和4年第4回東大和市議会定例会会議録第22号

令和4年12月5日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
11番	森田博之君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	和地仁美君
15番	佐竹康彦君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	東口正美君
19番	中間建二君	20番	大川元君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（1名）

10番 根岸聡彦君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（36名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	行政改革推進担当課長	川田貴之君
総務管財課長	宮田智雄君	契約検査課長	長瀬正人君
文書課長	阿部晴彦君	デジタル政策課長	菊地浩君

市民課長 長井素子君  
地域振興課長 石川正憲君  
子育て支援課長 新海隆弘君  
福祉推進課長 山田茂人君  
地域包括ケア  
推進課長 石嶋洋平君  
健康推進課長 志村明子君  
都市づくり課長 稲毛秀憲君  
建築課長 中橋健君  
指導担当課長 菅野恭子君

産業振興課長 佐伯芳幸君  
環境対策課長 梶川義夫君  
子ども未来部  
副参事 岩崎かおり君  
障害福祉課長 大法努君  
介護保険課長 里見拓美君  
新型コロナウイルス  
感染症  
対策担当課長 中山仁君  
まちづくり推進  
担当課長 梅山直人君  
教育総務課長 斎藤謙二郎君  
青少年課長 石川博隆君

### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の追加指名
- 第 2 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第2まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の追加指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の追加指名を行います。

本日、会議録署名議員であります10番、根岸聡彦議員が1日欠席となり、また16番、荒幡伸一議員が午後欠席となりますので、新たな会議録署名議員として、

11番 森田博之 議員

17番 木戸岡秀彦 議員

を追加指名します。

---

日程第2 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第2 一般質問を行います。

---

◇ 大川 元 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、20番、大川 元議員を指名いたします。

[20番 大川 元君 登壇]

○20番（大川 元君） 議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。

①市内の感染状況について。

②オミクロン株対応のワクチン接種状況について。

③ワクチン接種後の後遺症の対応について。

④今後の見通しについて。

2、高校生等医療費助成について。

①子供の医療費助成について。

②今後の見通しについて。

3、東大和元気ゆうゆう体操について。

①現状について。

②課題について。

③今後の見通しについて、をお伺いします。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

[20番 大川 元君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況についてであります。令和4年11月20日時点におき

まず東京都多摩立川保健所からの報告では、感染により入院されている方は52人、自宅療養されている方は44人です。11月以降、新規の感染者は増加しており、今後におきましても再び厳しい状況になると見込んでおります。

次に、新型コロナウイルスのオミクロン株へ対応したワクチンの接種状況についてであります。令和4年11月21日時点の市内におけます接種人数は、国の集計によりますと1万3,807人です。

次に、ワクチン接種後の後遺症についてであります。ワクチン接種後の副反応などにより体調不良となった場合につきましては、東大和市医師会の御協力をいただき、かかりつけの医師や市内の身近な医療機関において対応していただいております。また、より専門的な診療が必要であると医師が判断した場合には、東京都が二次保健医療圏ごとに指定する専門的な医療機関を御紹介いただいております。ワクチン接種による健康被害の相談をいただいた場合につきましては、国の救済制度であります予防接種健康被害救済制度を御案内しております。

次に、ワクチン接種の今後の見通しについてであります。市では、オミクロン株へ対応したワクチン接種等を推進しておりますが、今後におきましても、東大和市医師会等関係機関の御協力をいただき、国の通知に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、子供の医療費助成についてであります。市では、小学校入学前の全ての乳幼児を対象としました乳幼児医療費助成制度に基づき、保険診療分の自己負担を全額助成しております。小学生から中学生までの児童につきましては義務教育就学児医療費助成制度、ひとり親家庭等の児童につきましては、ひとり親家庭等医療費助成制度により、それぞれ一定の所得の範囲内の世帯を対象として助成を行っております。さらに、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等につきましても、一定の所得の範囲内の世帯を対象として、令和5年4月から医療費助成制度の開始に向け、現在準備を進めているところであります。

次に、今後の見通しについてであります。令和5年3月末で、年齢到達により義務教育就学児医療費助成が終了する児童につきましては、引き続き、高校生等医療費助成事業の対象となるかを確認した上で、医療証を交付してまいりたいと考えております。その他の方につきましては申請が必要となりますことから、対象と思われる方へ通知を送付するなど、制度の利用に漏れないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、東大和元気ゆうゆう体操の現状についてであります。体操普及推進員や介護予防リーダーが、高齢者の介護予防や健康の維持、市民の皆様への普及啓発などを目的として、市内体操会場や市が主催するイベントにおける実演等の活動を行っております。

次に、東大和元気ゆうゆう体操の課題についてであります。東大和元気ゆうゆう体操を開始してから10年が経過し、体操普及推進員等の高齢化が進んでおりますことから、普及啓発活動を継続するための人材の確保が課題であると認識しております。

次に、東大和元気ゆうゆう体操の今後の見通しについてであります。高齢者の介護予防や健康の維持等が図られるよう、引き続き体操普及推進員の育成やフォローアップ研修を実施し、東大和元気ゆうゆう体操の継続に努めてまいりたいと考えております。また、健幸都市宣言の実現に向けた取組の一つとして、市民の皆様幅広く普及啓発するなどして、発展させてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。それでは順次再質問させていただきます。

初めに、①の市内の感染状況についての再質問ですが、令和4年11月20日時点における市内の感染者数が、入院中の方が52人、自宅療養者が44人となっているとのことでしたが、第7波以降の推移について教えてください。また第7波のときに最も多くの方が入院等されていた人数及び、それがいつだったのかをお願いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 直近3か月の推移でお答えさせていただきます。

東京都多摩立川保健所からいただいている報告では、入院されている方が令和4年9月1日時点で118人、10月1日時点で99人、11月1日時点で50人でございます。自宅療養されている方につきましては、9月1日時点で748人、10月1日時点で270人、11月1日時点で10人でございます。第7波のときに一番多くの方が入院されていたのは9月8日及び9日時点で、122人でございます。自宅療養されていた方は、8月5日時点で1,490人となっております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 第7波では多くの方が感染され、入院や自宅療養をされていたのが分かりました。また、月を追うごとに感染された方が少なくなり、徐々にピークアウトしていることも分かりました。自宅療養をされている方が減ってきていることについては、市で行っている食料支援も少なくなっているのでしょうか。最近の食料支援の状況について教えてください。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 食料等の支援を希望される方は、新型コロナウイルスに感染された方が減少しておりますので同様に減少しておりますが、なかなかゼロという数字にはならない状況でございます。

第7波で一番多くの方へ食料支援をさせていただいたのは7月19日の155個、こちら配送させていただきました。その後の10月中旬には、食料品の配送個数は5個前後まで減少しておりましたが、最近の状況では11月14日から11月18日までの、この週の平均につきましては約30個、この週で一番多くの食料品の配送を行ったのは、11月14日の時点での46個となっております。支援数量自体は、11月に入りまして徐々にですが増えつつあるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 次に、②のワクチン接種の状況について再度伺いますが、感染状況が落ち着くと、ワクチンを接種しようとする方は減ってくるのではないのでしょうか。ワクチンが廃棄されるときに情報提供をいただいておりますが、従来株用のモデルナワクチンについて廃棄となっていることに対して、どのように分析されているのでしょうか。またファイザー社製の従来型ワクチンについては、今後廃棄が発生するのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 令和4年7月以降の第7波の状況も併せまして御説明させていただきます。

7月の中旬の集団接種会場は、予約なし接種などを行い接種勧奨に努めてまいりましたが、接種される方は、少ないときに1日当たり30人ほどとなっております。しかし7月中旬以降、感染が急拡大したことによりまして接種される方が、多いときには1日当たり約600人ほどの方が接種いただいております。

感染拡大を迎えました8月中旬以降、徐々に感染される方が少なくなると同時に接種される方も減少を始めてございます。9月下旬には再度1日当たり約30人ほどとなっております。ワクチンを接種される人数と新型コロナウイルスの新規感染状況、こちらの感染状況に関しましては関係性があるものと考えてございます。

従来株のモデルナワクチンにつきましては、11月5日に使用期限が到来し廃棄をしてしまいました286パイ

アルが最後となりまして、現在は従来株のモデルナワクチンにつきましては、市では保有はしてはございません。また従来株用のファイザーワクチンにつきましては、現時点で、12歳以上の方への1、2回目の初回接種用ワクチンといたしまして約500バイアルほど保有をしております。11月におきましても、個別接種医療機関の御協力によりまして、数人ではございますが初回接種される方はいらっしゃいます。

申し上げたとおり事前予約を不要といたしました接種を行い、多くの市民の皆様に接種へつなげるよう接種勧奨などを行ってまいりましたが、残念ながら、使用期限の到来によるワクチン廃棄は今後も避けられないものと考えてございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 9月28日以降にオミクロン株に対応したワクチン接種が開始され、従来株のワクチンを使用する機会がなくなったことも影響していると推察いたします。

そこで、新しいワクチンであるオミクロン株対応ワクチンは、11月21日時点で1万3,807人が接種しているようですが、近隣の自治体と比べて接種者は多いのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 国から御提供いただいている接種情報につきましては、他市の接種人数の提供はございませんが、オミクロン株対応ワクチンを接種した方の接種率について御提供いただいております。

令和4年11月23日時点で国から提供いただいた集計データによりますと、東大和市は12歳以上の対象者の約19.9%が接種をしております。多摩地区26市において接種率が高い自治体につきましては約31.8%、低い自治体につきましては約7.4%となっております。なお、全国の接種率につきましては約16.4%となっております。このことから一定の市民の方が接種をさせていただいているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 現時点では、新型コロナウイルスオミクロン株へ対応したワクチン接種を市民の皆様へ推進していただき、年末へ向けて第8波に備える必要があると考えております。多くの方に接種いただけるよう広報等をお願いします。

次に、③の接種後の後遺症に移りますが、ワクチンの接種につきましては、以前ワクチンの接種後における副反応についての対応を伺い、東京都では新型コロナウイルスワクチン副反応相談センターにおいて、看護師、保健師等がワクチンを接種した方からの副反応の症状に関する相談に関し、24時間、土日祝日や年末年始も対応する。

また対応言語として日本語のほか11の外国語に対応しており、電話及びファクシミリでの相談を受け付けているなど、丁寧な対応をされていることは理解しておりますが、新型コロナワクチンに限らずどんなワクチンでも、免疫をつけるための反応として、ワクチン接種後は副反応が起こることは一般的なものと考えております。しかし、障害が残るような後遺症などの健康被害を受けた場合の対応について、市長から御答弁いただきました。

国の予防接種後健康被害救済制度により、健康被害の詳細を判断することとなりますが、これも、以前の一般質問において2件の救済制度への申請があったことはお聞きしておりますが、その後の状況についてお聞きしたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 予防接種の副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤、腫れなどの比較的好く見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や神経障

害などの健康被害と考えられる副反応がございます。ワクチン接種後の重い副反応により病気になったり、障害が残る健康被害が起こることがまれにあるとされておりますが、そのような場合には、予防接種法に基づく予防接種後健康被害救済制度の申請の対象となり得ます。

しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められる場合には給付が行われる制度になってございます。

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に申請することになります。当市におきましても、令和4年4月に東京都を經由いたしまして、厚生労働省に予防接種後健康被害救済制度に係る請求書類といたしまして、2件の事案を送付させていただいております。現時点におきましては厚生労働省からまだ、いまだに審議結果については御報告は受けてはおりません。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 市民の皆さんは救済制度についてなじみがないため、理解ができないところもあると思います。制度に対する問合せや相談については丁寧な対応を行っていただいていると思いますが、今後も引き続きお願いします。

最後に、④の今後のワクチン接種の見通しになりますが、令和4年10月24日以降、生後6か月以上4歳以下の乳幼児に対するワクチン接種が始まりました。生後6か月以上にワクチン接種ができることになり、ほぼ国民全員が新型コロナワクチンを接種できるようになりましたが、今後のワクチン接種がどのように進んでいくのか、分かる範囲で教えてください。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 国が定めております新型コロナウイルス感染症に係る臨時的予防接種実施要領、こちらにおきましては、ワクチン接種における接種対象者や接種の実施期間などが定められてございます。この要領にありますワクチンの接種の実施期間につきましては、現時点において令和5年3月31日までと規定がされてございます。このことから今後、令和5年4月以降の新型コロナウイルスワクチンの接種方針などが国から示されるものと考えております。現時点においては、今後の方向性などいまだ国から提示を受けておりませんが、引き続き、東大和市医師会等関係機関と丁寧な協議を継続させていただき、適切なワクチン接種の実施に向け調整を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 現時点においては、新型コロナウイルス感染症の第8波の入り口にあると言われ、新たな変異種の広がりのおそれもあり、年明け1月には感染が拡大すると言われております。ワクチンを接種することで新型コロナウイルス感染症の重症化予防に効果があることから、接種は重要であると考えておりますが、多い方で5回目となるワクチンを追加接種することは、新型コロナウイルス感染症の発症予防効果等が回復するなどメリットがある一方で、ワクチン接種後に起こる発赤や倦怠感などの副反応はデメリットとなり、ワクチン接種の推進を阻む要因となることもあると考えております。

ワクチン接種後の副反応や、その後の障害が残るような後遺症など、少ないながらも重篤な後遺症を発生する方がおられることも事実です。基礎疾患などをお持ちの方はかかりつけの医師に相談し、体調と相談しながらワクチンの接種に前向きに検討いただけるよう、市にはより正確な情報の発信をお願いします。

今後も、オミクロン株へ対応したワクチン接種や生後6か月以上の方へのワクチン接種などの実施に、東大

和市医師会や関係機関との協議を進めていただき、これからも安全に確実に新型コロナウイルスワクチンの接種を進めてくださるよう要望させていただき、この項目の質問を終わります。

次に、子供の医療費助成についてお伺いします。対象者数の現状をお伺いします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 令和4年10月現在で申し上げますと、乳幼児医療費助成の対象者は3,954人、義務教育就学児医療費助成の対象者は5,568人、ひとり親家庭等医療費助成の対象者は1,213人となっております。なお、高校生等医療費助成の対象者につきましては、現時点で2,400人程度と見込んでおります。

以上です。

○20番（大川 元君） 所得制限を設けての助成であります、対象年齢の子供のうち何割程度が助成の対象となっているのかお伺いします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） ざっくりではございますが、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を合わせて、おおむね9割を超える程度のお子さんが対象となっていると認識しております。

以上です。

○20番（大川 元君） 9割を超える程度のお子さんが対象になっていることは認識できました。

次に、高校生等医療費助成については、現在令和5年4月からの開始に向け準備を進めているということですが、進捗状況についてお伺いします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 令和5年4月からの開始に向け、現在申請書等の発送に向けた準備を行っているところです。申請書等の発送につきましては、現在高校1、2年生に相当する児童のいる方へ12月中に送る予定でございます。

なお、現在中学3年生に相当する、令和5年3月末で義務教育就学児医療費助成が終了する児童については、引き続き高校生等医療費助成事業の対象となることを確認し、医療証を市から交付しますので改めての申請は必要ございません。

以上です。

○20番（大川 元君） 高校生等医療費助成については、市民の関心が非常に高い事業になります。ほかの自治体では既に実施されているところもありますので、そう考えますと実施している自治体に追いついたとも言えると思います。子育て日本一の東大和市を目指す上で非常に重要な事業になると思いますので、担当部署につきましては引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

次に、東大和元気ゆうゆう体操についてお伺いします。

初めに、東大和元気ゆうゆう体操については具体的にはどのような体操なのか、目的や効果について教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 東大和元気ゆうゆう体操は、高齢者の介護予防と健康維持を目的とし、東京都健康長寿医療センターの協力の下、市と市民が協働して作成した体操でございます。平成24年2月に初めて市民の皆様にお披露目をいたしました。

体操を行うことによる効果といたしましては、筋力の向上、バランス能力の向上、口腔機能の向上などに効果があり、19種類の動作で構成されております。また立ったままで体操されるのが難しい方のために、座位による体操も併せて用意されたものとなっております。

以上でございます。



○20番（大川 元君） 先ほど市長から、元気ゆうゆう体操の活動についての御答弁がありました。活動内容について詳細を教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 東大和元気ゆうゆう体操に関する地域での活動についてであります。市に体操会場として届出いただいている会場につきましては、現在市内で21か所ございます。新型コロナウイルス感染症の影響等により活動を休止されている場合もございますが、会場といたしましては、市内の公園や市民センター内など、毎週1回程度での開催をされている会場が多くございます。介護予防リーダー及び体操普及推進員による自主活動として運営がなされており、どなたでも参加が可能となっております。

直近では、令和4年4月に、立野地区のファーマーズセンター前を会場とした体操グループの立ち上げがございまして、毎週金曜日に体操活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 市民に対する普及啓発を目的とし、市が主催するイベントで東大和元気ゆうゆう体操の実演を行っているとのことですが、その実績について教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 普及啓発を目的としたイベントでの東大和元気ゆうゆう体操の実演につきましては、実施に当たり、介護予防リーダー等に対して依頼をし、実演をいただいているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、ここ数年はイベントの自粛等が続いてございましたが、今年度、令和4年度につきましては対面でのイベント開催が再開され始めましたことから、9月に開催いたしました、ふれあい市民運動会や、社会福祉協議会が行いました11月の福祉祭におきまして、元気ゆうゆう体操の実演を行っており、大変好評を得たところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 次に、②に移りますが、東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発の継続のための人材確保が課題とのことでありましたが、課題に対して市はどのような取組を行っているのか教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発の継続のための人材確保に関する取組についてであります。市では、東大和元気ゆうゆう体操の目的や動作を習得し、市民の皆様に対して普及啓発活動を担っていただく人材を養成するために、元気ゆうゆう体操普及推進員養成講座を開催いたしております。

コロナ禍の影響を受けまして令和3年度を除き、平成24年度から毎年養成講座を開催してございます。これまでに150人以上が講座を修了されており、令和4年度につきましては11人が本講座を修了しております。また講座の最終日には、現在活躍されている介護予防リーダー、体操普及推進員の皆様をお招きし、お互いの自己紹介を行っていただく機会を設けることで新旧の推進員同士の顔合わせを行い、連携を図ることができることにより、活動が継続されるための取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） この項目の最後になりますが、東大和元気ゆうゆう体操に関する今後の取組について、市はどのように考えているのか、具体的なことがあれば教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市では、高齢者を含めた市民の皆様が生涯にわたって健康で生き生きと豊かに暮らしていけるよう、東大和市健康都市宣言を行い、健康づくりに資する施策に取り組んでいるところでございます。それら施策の一つといたしまして、介護予防リーダー及び体操普及推進員により、東大

和元気ゆうゆう体操の普及のための地域における自主的な健康づくり活動への支援としまして、例えば、元気ゆうゆう体操マップの作成、配布などによる市民の皆様への普及ですとか、新旧の体操普及推進員の顔合わせによる連携支援など継続して今後も取り組むことにより、シニアが活躍できるまちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 尾崎市長が常々言われております、シニアが活躍できるまちづくりを推進していくためには、ADLの低下を防ぎQOLの充実が重要だということが理解できました。東大和元気ゆうゆう体操の普及を引き続きよろしく申し上げます。

以上で、私の今議会での一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

---

午前10時 3分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 木 下 富 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、9番、木下富雄議員を指名いたします。

〔9 番 木下富雄君 登壇〕

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、木下富雄です。通告に従いまして一般質問いたします。

今定例会におきましては、2題質問させていただきます。

まず初めに、1、再犯防止推進計画の策定について。

①東大和市における再犯防止推進計画策定の現状・課題・今後の取組について。

②北多摩西地区保護司会東大和分区と地域との連携における現状・課題・今後の取組について。

次に、2といたしまして、行政手続等における押印の見直しについて。

①東大和市の行政手続等における押印の見直しの現状・課題・取組について。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、市長の御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔9 番 木下富雄君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市の再犯防止推進計画策定の現状・課題・今後の取組についてであります。国におきましては平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。この法律では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定するよう努めることが規定されています。

課題につきましては、再犯防止に係る施策は、就労、住居、保健医療、福祉、刑事司法等の多岐にわたっており、特定の部署のみで取り組むことが困難でありますことから、整合性を図り、総合的に推進していくための体制整備及び計画策定の準備等であると考えております。今後の取組につきましては、計画を策定している

近隣自治体等の情報収集を行い、市の実情に沿った計画の策定に向け調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、北多摩西地区保護司会東大和分区と地域における現状・課題・今後の取組についてであります。市では、令和4年10月末現在23人の保護司がおり、主に罪を犯してしまった人の社会復帰に必要な助言、その家族との相談、就学・就労支援、社会を明るくする運動等、様々な更生保護活動を担っていただいております。

課題につきましては、保護司の高齢化により定数を充足できず、新たな担い手の確保が困難であること、保護司1人当たりの更生保護活動の負担が増加していることなどであると認識しております。今後の取組につきましては、保護司の担い手の確保に向け、市民や事業者の皆様からのさらなる御理解と御協力を得るために、市報・啓発活動の推進に取り組むとともに、再犯防止に関心を持っていただけるよう、保護司会の皆様及び刑事司法関係機関との連携協力を図りながら取り組むことが必要であると考えております。

次に、行政手続等における押印の見直しについてであります。現状につきましては、東京都等が押印を廃止したことを受けて、東京都等を参考に、市が定める様式から押印を廃止する事例があります。課題につきましては市民の皆様への負担軽減、事務の効率化及び行政サービスのデジタル化を推進しやすい環境の整備を図るための、一層の見直しであると認識をしております。取組につきましては、令和2年12月に国が策定した、地方公共団体における押印見直しマニュアルを参考に押印見直し方針を定め、現在一斉に見直しを進めております。

押印の見直しに当たり、本人確認や意思の確認など押印を求める合理性があり、押印を求める趣旨の代替手段がないものについてのみ押印を継続し、それ以外は廃止してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

再犯防止推進計画の策定につきましては、令和元年9月の定例会におきまして、地方再犯防止計画を策定する努力義務、第8条第1項に対する当市の考え方についてお尋ねをいたしました。市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現をしていくためには、再犯防止対策は不可欠と考えます。

そこで、本市としても早急に地方再犯防止推進計画を策定する必要があると考えます。市長の御答弁でも、国におきましては、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布、施行され、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されたとのことでしたが、改めて国の再犯防止推進計画の内容についてお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 国におきまして、平成29年12月に閣議決定されました再犯防止推進計画の内容につきましては、5つの基本方針及び7つの重点課題が盛り込まれております。

5つの基本方針の主な内容といたしましては、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、地方公共団体・民間の緊密な連携協力により再犯防止施策を総合的に推進すること。刑事司法手続のあらゆる段階で、切れ目のない指導及び支援をすることなどが示されております。

また、7つの重点課題につきましては、1つ目といたしまして就労・住居の確保、2つ目といたしまして保健医療・福祉サービスの利用促進、3つ目といたしまして非行の防止、学校等と連携した修学支援、4つ目といたしまして犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援、5つ目といたしまして民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進、6つ目といたしまして地方公共団体との連携強化、7つ目といたしまして関

係機関の人的・物的体制の整備が示されております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御丁寧な説明ありがとうございました。

国の再犯防止推進計画を勘案して策定された、東京都の再犯防止計画の内容についても改めてお伺いさせていただきます。

○福祉推進課長（山田茂人君） 東京都再犯防止推進計画の内容につきましては、再犯の防止等の推進に関する法律の第8条に基づく地方再犯防止推進計画として、令和元年7月に策定されたものでございます。国の計画に掲げられております重点課題を踏まえまして、東京都としての具体的な取組項目がまとめられているものでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 東京都の再犯防止推進計画における課題について、本市といたしましてはどのように把握されているのかお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 東京都の計画におけます課題につきましては、法務省等からの区市町村に対する犯罪を犯した者等の情報提供が行われないことから具体的な対応が難しいことや、犯罪を犯した者の社会復帰に当たりまして、就労や住居の確保などが課題であること等が示されております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

課題も山積しているようですが、昨今多摩地区におきましても地方再犯防止推進計画を策定する自治体が増えていると伺いました。多摩26市中何市が策定済みなのかお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 令和4年10月現在、都内の7区及び10市が策定済みと聞いております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 東大和市においても、他市と同様に早急に地方再犯防止推進計画を策定していただきたいと考えますが、他市における計画はどのような形で策定されているのかお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 既に策定しております都内の10市のうち、5市が地域福祉計画に包含して地方再犯防止推進計画を策定しております。またその他の5市につきましては、単独での計画策定となっております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 地域福祉計画に包含している市があるということですが、本市は既に第6次地域福祉計画が進行しておりますが、地域福祉計画の次期の計画は何年度から開始されるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 次期計画となります第7次地域福祉計画でございますが、令和9年度からの開始となります。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは仮に、東大和市の地域福祉計画に地方再犯防止推進計画を包含して策定する場合の課題について、改めてお伺いいたします。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 市として地方再犯防止推進計画を策定していくに当たりましては、これまで明確に再犯防止として位置づけられておりませんでした分野につきまして、再犯防止の視点を反映していくことが必要となります。そのため、市役所庁内におけます関連計画や関連施策等の把握や、職員への再犯防止につ

いての認識を深める必要があること、庁内だけでなく、地域の関係者を含めました地域全体での理解や認識を深めていただき、計画策定を通じた合意形成などを図っていくことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 26市中10市が策定済みであることや、今後庁内関係部署のみならず地域の関係者を含めた合意形成が課題であるとのことでしたが、今後市では、第7次地域福祉計画に包含する計画として、地方再犯防止推進計画の策定に向けた検討を進めていただけるということで捉えてよろしいのでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 市長答弁にもありましたとおり、市としましては、今後第7次地域福祉計画の策定に当たり、国や東京都の再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、市としての地方再犯防止推進計画を包含していくことについて、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。

それでは重ねてになりますが、誰一人取り残すことのない安全・安心に暮らすことができる社会を実現していくためには、様々な部署の緻密な連携による再犯防止推進計画の早急の策定が必要です。研究を進め策定していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に視点を少し変えまして、兵庫県明石市では、更生支援及び再犯防止に関することを条例として制定しています。本市として把握している内容がございましたらお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 明石市の更生支援及び再犯防止等に関する条例につきましては、5つの章から構成され、再犯防止法の趣旨を踏まえつつ、国との役割分担にも鑑みた所要の規定を設けております。

主な内容といたしましては、第2章では、地域における支援の当事者としての市の責務、関係機関等や市民等の役割、連携協力について規定をしております。また第3章では、再犯防止法に準じた支援として、対象者の特性に応じた就労支援、住居確保、福祉サービス等による支援の規定をしております。また第4章では、地域社会における見守り等地域活動への参加促進、親族等に対する情報提供等について規定をしております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、明石市の条例検討の経過について把握していることをお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 明石市におけます条例検討の経過につきましては、地域の市民活動、更生保護、福祉関係団体、学識・法曹関係、関係行政機関等の関係者で組織する条例検討会を設置いたしまして、10か月間で4回の会議を開催しましたほか、更生支援ネットワーク会議やパブリックコメント等におきまして市民や地域の声を伺いながら、条例を取りまとめたとのことでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは次に、更生支援並びに再犯防止に関する条例を制定している自治体は、明石市以外にどれぐらいの自治体があるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在のところ明石市のほか奈良県や奈良市など、関西地方の1県と3市で条例が制定されておりますことを認識してございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 本市においても今後、更生支援並びに再犯防止に関する条例を制定すべきとも考えますが、御所見を改めてお伺いいたします。

○**地域福祉部長（吉沢寿子君）** 明石市につきましては人口規模が30万人以上の中核市であり、これまでも全国で先駆的な取組を進めている自治体でございます。更生支援や再犯防止に関する条例につきましては、福祉のセーフティネットから漏れてしまうことが多かった、犯罪を犯した者などに対し、市として組織横断的な検討を経て条例を制定し、更生支援及び再犯防止に関する取組を進めていることは意義深いものと認識しております。しかしながら、この条例制定の取組は全国でも先駆的であり、関西地方に限られておりますことから、当該地域におけます地理的な要因や住民の意識などの違いなども考えられます。

市におきましては、国及び東京都が定める再犯防止推進計画を勘案し、国や東京都との適切な役割分担を踏まえた、市の実情に応じた地方再犯防止推進計画の策定に向け、調査研究を進めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○**9番（木下富雄君）** 御答弁ありがとうございました。

いずれにいたしましても、あらゆる調査研究に精進していただき、市民の皆様が安全に安心してこの東大和市に暮らしていただけるように頑張ってくださいたいとお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、再犯防止推進計画においてもそうですし、現在でも日々更生保護の最前線で活動していただいている②の北多摩西地区保護司会東大和分区の再質問に移らせていただきます。

市長の御答弁では、課題につきましては、保護司の高齢化により定数に対し充足できず、新たな担い手の確保が困難であること、保護司1人当たりの更生保護活動の負担が増加していることなどを認識しておりますとのことでした。まず保護司はどのようにして保護司になれるのでしょうか。

○**福祉推進課長（山田茂人君）** 保護司は、保護司法及び更生保護法に基づきまして、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員でございます。保護司法に基づきまして保護司選考会を経て、法務大臣からの委嘱により保護司として活動することが可能となります。保護司となった場合、都道府県にある保護区のうちいずれかに所属して活動することとなります。

以上でございます。

○**9番（木下富雄君）** ありがとうございます。

それでは、その保護司の選考基準について改めて伺いいたします。

○**福祉推進課長（山田茂人君）** 保護司になるには、保護観察所の所長から推薦されること、社会的な信頼や人望があること、健康面で問題がなく体力のゆとりがあること等の条件を満たすこととされております。また成年被後見人等は保護司となることができません。

以上でございます。

○**9番（木下富雄君）** 次に、保護司の年齢制限等があるのでしょうか。

○**福祉推進課長（山田茂人君）** 初めて保護司に就任する場合につきましては、65歳以下であることが条件でございます。また任期は2年間で継続可能でございますが、76歳未満までとされております。

以上でございます。

○**9番（木下富雄君）** ありがとうございます。

担い手の確保が困難とのことですが、例えば市が民生委員や人権擁護委員の選出をするように、保護司も選出できたりしないのでしょうか。

○**福祉推進課長（山田茂人君）** 民生委員の選出につきましては、民生委員法の規定に基づきまして、区市町村

に設置された民生委員推薦会が選出した方を都道府県知事が国に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することとなっております。また人権擁護委員の選出につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、区市町村が推薦した方の中から、各都道府県の弁護士会や人権擁護委員連合会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱するということになってございます。

一方、保護司の選出につきましては、保護司法では、民生委員や人権擁護委員のように区市町村からの推薦とはなっておりませんことから制度上困難であると、このように考えてございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは、保護司の高齢化と保護司適任者の確保に対する市の認識についてお伺いいたします。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 保護司の高齢化と保護司適任者の確保につきましては、平成31年3月に法務省と全国保護司連盟の共同策定によります保護司の安定的確保に関する基本的指針におきまして、保護司の安定的確保の方策として適任者の確保、保護司の定着、意欲の尊重などが示されていることを認識しております。市としましては、保護司会と連携協力を図りながら、保護司適任者の確保に向け、地域の市民の皆様のさらなる保護司活動に対する理解と関心を高めていくための、周知及び広報などを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。

本日に保護司会、保護司の皆様は、罪を犯してしまった人の社会復帰に向けたお手伝いや、社会を明るくする運動、本市では中学生の意見発表会の企画運営、更生保護の最前線に従事していただいている必要不可欠の存在ゆえに、行政としてより一層のバックアップを切に要望いたしまして、こちらの質問を終わりにいたします。

次に、2の行政手続等における押印の見直しについて再質問させていただきます。

市長御答弁並びに初日の全員協議会においても、押印廃止に向けて検討がされていることが分かりました。国が策定した、地方公共団体における押印見直しマニュアルを参考に見直し方針を定めたとのことですが、改めまして、いつ策定したのか方針の詳細についてお聞かせください。

○文書課長（阿部晴彦君） 東大和市における押印見直しの方針につきましては、令和4年10月に策定いたしました。方針の内容につきましては、基本的に国のマニュアルと同様でございます。法令等により押印が義務づけられている書類、他の組織や団体から押印が義務づけられている書類は、押印を存続いたします。一方、押印を求める根拠がない書類、根拠が本市の条例等による書類は、押印見直しの対象といたします。

押印見直しの判断基準といたしまして2つの基準を設けておりまして、1点目は、押印を求める合理性の有無の確認、2点目は、押印を求める趣旨の代替手段があるのかないのかの確認でございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、現在法令等により押印が義務づけられている書類なども、法令等の改正で押印が廃止されることも考えられます。国や東京都などの動向には引き続き注意を払っていただければと思います。

押印を必要とする書類の数はどれぐらいあるのか、お聞かせください。

○文書課長（阿部晴彦君） 押印を必要としております書類の数につきましては、令和2年11月時点でございま

すが、市の内部の事務で押印を求めているものが314件、市民等を対象とした市の外部事務で押印を求めているものが1,469件ございました。今後、見直しに併せまして書類の件数を改めて確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 現在見直しを進めている真っ最中とのことでしたが、これまでの取組と今後の予定を改めてお聞かせください。

○文書課長（阿部晴彦君） 見直しのスケジュールにつきましては、令和4年10月に策定いたしました東大和市における押印見直し方針に沿って、現在全庁一斉に押印の見直しに取り組んでいるところでございます。年末までに見直し結果を取りまとめて、精査の上、令和5年度から見直しをした後の書類を施行する予定でございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 押印廃止は、市民負担の軽減、行政のデジタル化への直結ということになります。可能な限り申請書類への押印の廃止に努めていただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時38分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 実川圭子君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

1、聴覚障害に関する施策について。

2020年3月、東大和市手話言語条例に関する陳情が当市議会全会一致で採択されました。私はその後、東大和市手話言語条例を策定するという課題を重く受け止め、自ら社会福祉協議会の手話講習会に通い、手話や手話を使う人々への理解を深める努力をしてきました。初めは手話を一つ一つ覚えなければならないと考えていましたが、手話は人とコミュニケーションをする手段であり、そこには長く培われてきた文化があることが分かりました。

また、聾者の置かれた歴史を知ることで、手話文化が長い間、公に認められてこなかった、そして、障害者権利条約によりようやく言語として認められ、日本で障害者基本法の改正の中で明記されたのは、僅か11年前であることも分かりました。聾者の要望に応え市でも手話に関する事業を様々行っていることは評価します。

一方、公に認められてこなかった手話を守り、広く知られ使われるようにしていきたいという望みは当然のことであり、そのために各自治体で手話言語条例がつくられてきました。今回当市での聴覚障害に関する事業を改めて確認し、手話言語条例の策定実現に向けて質問いたします。



①現在行っている聴覚障害に関する事業について。

②市民や当事者団体からの要望や課題について。

③手話言語条例について。

次に、2、犯罪に巻き込まれないための教育についてお尋ねします。

私の所属する生活者ネットワークでは2019年から2020年にかけて、東京都内区市49自治体でのセクハラ、DV、性暴力に関する取組状況を調査しました。その後、東京都内で女性への暴力根絶に向け、性暴力被害者が自らの体験を語るフラワーデモに連動し、毎月フラワー遊説を行っています。その取組の中で被害者を救済する取組だけでは不十分であり、加害者を生まないための教育の大切さを痛感しているところです。

日本の子供たちは性についての知識を学校よりもインターネットや世の中にあふれる情報から容易に手に入れていることが多いと思います。決してよい情報ばかりではありません。相手の同意がない行為があたかも格好がいいような誤解を与える情報もあふれています。小さい頃からあらゆる暴力から自分を守り、相手とも対等な関係にいられるような教育を改めて求めます。

そこで、当市の小・中学校での取組について伺います。

①小学校でのCAP（子どもへの暴力防止プログラム）の実施について。

②中学校でのデートDV防止プログラムの実施について。

③包括的な性教育について。

次に、3番目として、エネルギー政策について伺います。

これまで一般質問でも予算・決算においても、エネルギー政策について取り上げてきました。昨今のエネルギー高騰の状況を考えると、市は積極的に再生可能エネルギーを導入し、エネルギーを地域でつくり、地域で使うことを考えていく必要があります。

先月エジプトで開催されたCOP27においても、再生可能エネルギーへの転換が公正な移行の重要な要素として位置づけられました。そこで、以下伺います。

①2050年カーボンニュートラルに向け行っていく市の地球温暖化対策について。

②来年度から基本設計に取りかかる七小の改修について、エネルギーの視点からの取組について。

③ソーラーシェアリングの推進について。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、聴覚障害のある方への支援についてであります。市では医療や官公庁の諸手続、冠婚葬祭など日常生活での必要に応じて手話通訳者等派遣事業を行うとともに、市民の皆様を対象とした手話講習会や手話通訳者養成講座、市役所庁舎内での申請や届出等への手話通訳者設置事業を行っております。

次に、市民や当事者団体からの要望や課題についてであります。毎年聴覚障害のある当事者や手話通訳者による関係団体の皆様との懇談会の中で、聴覚障害のある方が暮らしやすく、安心して生活を送ることができるための環境整備等につきまして様々な御要望をいただいております。

課題につきましては、今後も高齢化の進展に伴い障害のある方の増加が予想され、かつ財源や人的資源が限

られていく中において、障害福祉施策の安定的・持続的な発展を図っていくことであると考えております。

次に、手話言語条例についてであります。東京都におきましては令和4年9月1日から東京都手話言語条例が施行され、東京都におけます手話言語への理解促進に向けての機運が高まっているものと認識をしております。

市におきましては、全国や東京都内の各自治体での条例制定の動向や内容について情報収集を行ってまいりました。市におけます条例の制定に当たりましては、聴覚障害のある方々との意見交換やパブリックコメントの実施等、条例案の策定に当たっての一定の準備等の時間が必要となりますことから、それらのスケジュール等を踏まえながら、条例制定の時期及び条例の内容に関し可能な限り早い段階で検討していくことが必要であると考えております。

次に、犯罪に巻き込まれないための教育についてであります。様々な暴力から自分を守るための予備教育である小学校でのCAP（キャップ）プログラムにつきましては、現在本市では実施しておりません。また、中学校でのデートDV防止プログラムにつきましても、デートDVの防止を主たる題材にした取組は実施しておりません。包括的な性教育につきましては、人としての尊厳や価値観を身につけることを目的に、幅広いテーマを包括的に繰り返し教育することであると認識をしております。

次に、2050年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策についてであります。市では地球温暖化対策を喫緊の課題と捉え、令和4年度から令和8年度を計画期間とする地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定し、市役所として温室効果ガスの排出抑制に努めているところであります。

また、市全体の計画となる地球温暖化対策実行計画区域施策編について、令和6年度中の策定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。こうした取組を通じて、2050年カーボンニュートラルを目指したいと考えております。

次に、第七小学校の建て替えにおけるエネルギーを視点に置いた取組についてであります。現在進めております基本構想の中において、太陽光パネルの設置や照明のLED化などの導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ソーラーシェアリングの推進についてであります。営農を続けながら太陽光発電を行う、いわゆるソーラーシェアリングは、農地に支柱を立てて上部空間にパネルの隙間から太陽光が降り注ぐように太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電で共有する取組であり、農業者にとっては農業経営のさらなる改善も期待できる手法であると認識をしております。

推進に関しましては、メリットとデメリットの双方があると考えられますことから、今後は国の動向や先進事例等に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番（実川圭子君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきます。

まず、1点目の聴覚障害に関する事業についてですけれども、一口に聴覚障害といってもその状況は様々と考えますが、市の認識はどのようなものなのかお伺いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 聴覚障害のある方にあつては、聴覚を失った時期により先天性難聴や中途失聴、あるいは加齢による高齢者難聴があり、抱えている困難さはそれぞれ異なります。特に先天性や義務教育前に聴覚を失った難聴の方は言葉の獲得が遅れ、言葉を身につけた後に聴覚を失った方とは言語能力の獲得に非常

に差がついていると言われております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) その時期によっても様々な状況だということです。その方々のコミュニケーション方法もまた様々あると思いますけれども、どのようなものがあるのか、一般的なものでいいのでお伺いします。

○障害福祉課長(大法 努君) コミュニケーション方法といたしまして手話、それから発音の口の形で読み取る口話、筆談、ジェスチャー、デジタル機器の活用などがございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

それでは、市が事業として行っていることはどのようなものなのか、市長答弁でもありましたけれども、教えてください。

○障害福祉課長(大法 努君) 市が行っている事業につきましては、市長答弁でもありましたとおり、手話通訳者等派遣事業、手話講習会、手話通訳者養成講座、手話通訳者設置事業がございしますが、そのほかに要約筆記者を派遣する事業、また障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の推進として、市主催事業への手話通訳者の設置、市役所窓口や施設窓口への筆談ボードの設置を行っているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市でも様々取組をしていることは評価いたします。先ほど状況も様々ということでしたが、筆談ボードなども、窓口に置かれているということは私も認識をしております。日本語を言語として使ってきた中途失聴の方などは、そういった筆談という形も一つ必要なことだと思っておりますけれども、最近では技術が進んでいてタブレットで会話をそのまま文字にしていくような取組というのが進んでいるかと思っております。そういったタブレットを窓口を設置して、そういったアプリケーションを使って会話を文字にしたりするということが有効なのではないかなというふうに考えます。

このタブレットについては例えば多言語、ちょっと聴覚障害とは離れますけれども、ほかの160か国ぐらいの言語にも対応するということが、そういったことにも使えるかと思っております。また、遠隔でそこで手話で読み取って、遠隔で手話通訳をするということもできます。こういった技術を使って窓口対応というのをしていく時期になっているのかなというふうに考えますけれども、窓口にタブレットを設置する、そのようなお考えがないかお伺いします。

○障害福祉課長(大法 努君) ただいま御質問がございましたタブレットということでは、技術の発展ということでデジタル機器、聴覚障害の方への支援のデジタル機器が開発されているということは承知しているところでございます。

一方で実施に当たりましては、デジタル機器を利用するものでございまして初期投資、さらに月々の費用も継続的に必要となりますことから、今後さらなる厳しい市の財政状況が見込まれる中で、障害福祉施策の事業費も毎年増えている状況もございます。障害のある方々の多様なニーズにお応えするために必要となります財源の確保ということが課題であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 予算的にはもちろんかかるということは理解しております。ただ、それ以上に効果があるものではないかなというふうに考えますので、今後の検討の一つに加えていただきたいと思います。

今市のほうでは市役所のほうで手話通訳者設置事業として週に1回、手話通訳者の方が設置されております

けれども、週1回、その日じゃないと利用できないということです。こういったタブレットがあれば市役所に行きたいときにいつでも行ける、どの職員でも対応ができるということになるかと思います。

また、さらに自宅でスマートフォンと接続して手話通訳のやり取りができるということで、ほかの市でもそういった取組がされています。日常生活の中でも手話通訳を気軽に使えるということで、とても有効な手段だと思いますので、ぜひこの検討を進めていっていただきたいと思います。

それから、先ほど市の事業として、こういったコミュニケーションのことのほかに合理的配慮というお言葉がありました。コミュニケーションの充実は必要なことで、これからも進めていっていただきたいと思いますが、その上でやはり共生社会を目指していく中で、この合理的配慮をどのように広めていくのかということが課題になるかと思います。市でどのような取組をしているのかお伺いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 市におきましては、平成28年度から市職員に対する研修といたしまして、障害を理由とする差別の解消に係る研修を実施しております。昨年度と今年度の研修会におきましては、聴覚障害のある方にも御登壇をいただき、障害のある当事者から見た窓口での好事例と、市職員に知ってほしい手話についてと題しまして、障害のある方に対する合理的配慮の提供に資する機会といたしました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市の中では取組を進めていただけていると思いますけれども、そのほかにも学校ですとか、あとは地域の市民の方ですとか、事業者の方にもこういったことをぜひ広げていく必要があるのかなというふうに思います。

ちょっと先に行きまして、こういったことについて当事者の団体の方や市民の方から何か暮らしやすく安心して生活を送ることができるために、どのような要望があるのかお伺いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 団体からの要望といたしまして、手話通訳者全国统一試験移行に伴う話合いの場の設置について、また市役所窓口にUDトーク用のタブレットを用意していただきたいなどの御要望をいただいているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） タブレットの要望なども先ほど紹介したもののような形だと思いますけれども、そういったことも本当、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

また、市役所に対してだけではなくて学校やほかの公共機関、病院や市内事業所などとの連携も必要だと思いますけれども、そういったところから例えば手話に関する何かこう連携する事業のことですとか、何か御相談とか、要望などありましたら御紹介いただきたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 平成28年に聴覚障害者協会と医師会、歯科医師会、薬剤師会との懇談会がありまして、意見交換を行っております。また、合理的配慮に係る事業者との連携といたしまして、障害のある方が使いやすくなるような工夫に積極的に取り組み、合理的配慮の提供を推進されている市内事業者を市が登録いたしまして、広く市民に知っていただくインクルーシブ事業者推進事業を試行で実施をしているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） だんだん合理的配慮という言葉も広まっていく中で、事業も進んでいくかと思いますが、ただ、よく聴覚障害の方からお聞きすることとしては、やはり医療機関にかかることですとか、防災の観点ですとか、まだまだこの支援があったらいいなというようなこともいろいろお聞きします。

そんな中で、これまでもいろいろ取組を進めていただいていますけれども、さらにこういったことを進めていくためにも、3番目に移りますけれども、手話言語条例というのを当市でもやはり早くつくっていただきたいというふうに考えます。市長の御答弁でも様々条例をつくるとなると、当事者の方との意見交換も必要ですし、市民の方のパブリックコメントなど広く集める必要もあるということで、スケジュールもある程度取らなくてはならないけれども、可能な限り早く進めていきたいというお言葉もいただきました。

今年9月1日からは東京都の手話言語条例が施行され、東京都内でも17の区で手話言語条例が制定されています。全国では459の市区町村が策定をしているということです。当市では壇上でも申し上げましたが、2020年3月に陳情が採択されました。東京都では聴覚障害者の国際スポーツ大会のイベントでありますデフリンピックが2025年開催が決まり、東大和市もボウリングの会場となりました。世界から、また全国から聴覚障害の方が訪れることが想定されます。このような機会に向けて、当市でも手話言語条例を策定し、日本語とは異なる手話言語や手話文化を尊重する機運を高めることをぜひ進めていってほしいと思います。

市では第5次東大和市障害者計画の中で、情報・コミュニケーション支援拡充のため協議の場の設置・運営の項目で令和5年度までに支援拡充のための協議を進めるとあります。これは具体的にどのような場をつくらうとして、また現状はどこまで進んでいるのかお伺いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 第5次東大和市障害者計画における、情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営につきましては、様々な情報の取得や利用、コミュニケーションに困難を抱えている方への支援に関して、情報・コミュニケーション支援に係る施策の展開や条例の検討を行う場合に、関係団体などとの意見交換や話し合いの場を設置することを見込み、計画をしているものでございます。そのため現在では設置をしておりません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その後、情報コミュニケーションというと手話に限らず、聴覚障害の方に限らず、視覚の障害ですとか、知的とか、精神、発達など、あらゆる障害の方々にも関係してくることで、情報を伝達するとか対話について、どのような支援を拡充していくかということの検討になるのかなというふうに考えます。

一方、手話を言語として認め、その文化を守っていく、言わば手話を使っていく人の権利を保障するというのが手話言語条例だと思いますけれども、その手話言語条例の基本理念、どのようなものなのかお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 全日本ろうあ連盟によりますと、手話を獲得、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守ると言われております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういったところで単なる情報のコミュニケーションの手段ということに限らないということがお分かりかと思えます。この手話言語条例と、先ほど市が協議の場をつくると言っている情報コミュニケーションに関する条例になるのか、その場になるのかと思えますけれども、ごめんなさい、市ではそういう場をつくっていくということで、条例も視野に入れるような、ちょっと御発言もあったのかなと思えますけれども、情報コミュニケーションに関する条例と手話言語条例というのはどのような違いがあるのかお伺いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 情報コミュニケーション条例は、障害者基本法の、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されるとの規定に基づいて、

手話のみならず、あらゆる障害の特性に応じた多様な意思疎通手段について理解や普及を図り、環境づくりを促進することを趣旨といたしまして、手話言語条例に比べ対象とする方々の範囲が広いものと認識しております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 情報コミュニケーションについては国のほうでも法律ができて、これも進んでいくのかなというふうに思いますけれども、範囲が広いということもそうなんですけれども、やはり手話言語条例というのは、その言語を使ってきた文化とか歴史などを踏まえた上で、その手話を使う方々の基本的な人権を保障していくという立場に立っているのかなというふうに私は捉えております。で、東京都でも情報コミュニケーションと手話言語条例を分けて検討するというので、先行して手話言語条例ができました。

そこで、尾崎市長、全国手話言語市区長会にも参加していただいています。私はぜひ市長に手話言語条例を策定していただき、市長の目指す「あいさつが響きわたるまち」が、日本語でも手話でも交わされるまちへと進めていただきたいと思いますけれども、市長の御見解をお伺いします。

○市長(尾崎保夫君) まず初めに、私の答弁でも申し上げましたとおりです。東京都において手話言語条例を今年の9月1日から施行しており、手話は見る言葉であり、独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下で、手話を使いやすい環境づくりを推進し、誰もが安心して生活することができる地域共生社会を実現することとしています。

市におきましても、東京都の条例の趣旨を踏まえながら手話言語条例を制定していくことで、市民の皆様對手話に対する理解の促進や手話の使いやすい環境が整えられ、聴覚に障害のある方々と市民の皆様との相互理解が深まり、誰もが自分らしく地域で共に生きていくことができる共生社会の実現が可能なものになっていくものと考えております。そのためには条例制定に向けた可能な限り早い段階で検討していくことが必要であると考えております。

東大和市は総合計画で「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」ということで、先ほど御質問者が触れましたが、笑顔があふれ、挨拶の響きわたるまちと私は捉えています。まずは手話の挨拶が飛び交う、そんなまちを目指したいなというふうに思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。目指す方向は一緒だと思い確認が取れました。

そして、可能な限り早い段階で進めていくということで御答弁いただきましたので、ぜひ条例策定の実現に向けて、私もできることを行っていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の犯罪に巻き込まれないための教育についてお伺いします。

大きな項目として、犯罪に巻き込まれないためといたしましたのは、質問でも述べましたとおり、被害者の救済だけではなく加害者にもならないという意味を込めました。また、きっかけは女性への暴力根絶と述べましたが、子供のいじめ、虐待、犯罪、性暴力なども含め、被害の対象は男性でも女性でも性的マイノリティーの方も含め、全ての方が対象です。

通告では民間団体が広めているアメリカからのプログラムのCAPの実施について伺いました。当市ではCAPは実施していないということです。私のほうでこのCAPを進めたい点として、少し述べさせていただきますと思います。

単に暴力を振るってはいけないとか、被害に遭ったら助けを求めるとかだけではなくて、子供にとって最も

大切な安心、自信、自由が奪われることから自分自身を守るということに共感したからです。CAPのホームページには次のように記されていました。「もしも暴力にあいそうになって、特別に大切な3つの権利「安心・自信・自由」が奪われそうになったら、大切な自分を守るために何ができるのか、教職員、保護者、地域のおとな、そして子ども自身に伝え、共に考えていくのが予防教育“CAPプログラム”です。“子どもの特別に大切な3つの権利”安心・自信・自由を意識し、家庭・学校・地域で、子どもの安心・安全を守りましょう」とありました。

CAPについては現在児童養護施設や保育園、学校、PTA主催行事としてなど、いろいろな形で研修が行われているということです。実際にこのプログラムについて、どこかで見たりとか受けたりとかしたことがもしありましたらお伺いします。どのような印象を持っているのかお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 今御説明いただきましたCAPプログラムにつきましては、実施している自治体等があるということは認識しております。学校でありますけれども、先ほど答弁にありましたように、このプログラムについて現在実施ということはしておりません。

ただし、CAPプログラムに含まれるいじめ、虐待、体罰、誘拐、痴漢、性暴力などの様々な暴力から自分の心と体を守る学びにつきましては、道徳や保健体育科の保健分野、特別活動をはじめとする教科等の学習のほかにも行事などの時間ですとか、学校で行われます教育活動全体を通して、児童・生徒の発達段階に応じて学習内容を関連づけて学んでおり、これらの教育課題を指導する際は、東京都教育委員会が作成しております指導資料なども活用しながら進めております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 同様な内容をいろいろなところで進めているということの御答弁だったと思います。今御紹介いただきました東京都教育委員会の資料というのは具体的にどのようなもので、それを全ての小・中学校で活用しているのかどうか、そのあたりをお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 先ほど挙げました問題を解決するために必要な学びとしましては、人権教育ですとか安全教育、性教育などがあり、これは教科等に位置づけられたものではなくて、教育課題として児童・生徒が様々な教科等の学びを通して学習する際、指導者が教科横断的に関連づけて指導していくことも必要になってきます。ですので、指導者が該当する教育課題の指導する際の指導資料に当たります。

例えば人権教育プログラムでは幼児・児童・生徒が様々な人権課題について学び、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことができるようにすること。安全教育プログラムにつきましては、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てるということ。性教育の手引につきましては、児童・生徒が発達の段階に応じて、性に関する正しい知識を身につけることができるようにするとともに、児童・生徒が必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、健康な生活を実践できる資質能力を育てるために必要な指導資料として活用しております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時18分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 先ほどCAPについてお伺いして、市ではほかのいろいろな教科や行事などの指導の中でやっている、同様なような内容が行われているということでした。三鷹市では、市の基本計画のほうに子供の人権の尊重として、子供自身の力を高めるプログラムの普及ということが位置づけられています。当市でも子供の人権を尊重するということについて、ぜひこのCAPのプログラムを広く活用していくことを御検討いただきたいと思います。三鷹市のほうでは学校以外でも子ども家庭支援センターなどでも実施をされているようでした。

それでは、次の中学校でのデートDV防止プログラムについてお伺いします。

中学校でもセーフティ教室などでインターネットやSNSの危険性を伝えたり、被害に遭わないようにしようというようなことは実施されていると思います。知らずに加害者の立場になってしまうということもあるということも伝えているのではないかと思います。しかし、デートDVの防止を主たる題材としては取組を行っていないという御答弁でした。このまずデートDVということについて、どのようなものなのかお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） デートDVの定義としましては、結婚前の恋人間の暴力のこととして、身体的暴力ですとか精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあると捉えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 問題というか、どうしてこれが広めてほしいというふうに思っているのかというと、人間関係の中で非常に親密になったときに、その中で親密がゆえに相手の言うとおりにしなくちゃならないとか、相手を自分の思うとおりにさせようとかっていう支配関係っていうんですか、支配と服従の関係ができてしまって、それがエスカレートして暴力による支配というのが起きやすいということで、そういった、結婚している間でDVというものもありますけれども、人と付き合っているっていう中でも、そういうことが起こり得るっていうことを分かって、そういうことがないようにということを伝えていく必要があるのかなということだと思います。

主たる題材としては取組を行っていないということなんですけど、このデートDVという言葉自体を中学生は知っているかとか、教えているかということと、あと市役所のトイレにも小さいカードで、デートDV防止のためのカードが置かれていますけれども、中学校などのトイレや、あるいは配付したりとかってということで、このデートDV防止のカードを中学生に行き渡るようにされているかどうかお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） まずデートDVの言葉を教えているかということでもありますけれども、教科書を使用した指導として教えてはおりません。ただし、中学校公民分野「私たちと国際社会の諸課題」というところで、教科書に「国際社会が抱える課題と私たち」というところがありまして、そこに子供と女性をめぐってというところで、男女の平等ですとか、女性に対する暴力の問題などの扱いがございます。

次に、デートDVカード、これ中学校の生徒対象への配付ということではありますけど、現段階で中学生対象へ配付とか、そういったものはしておりません。このデートDVカードなんですけれども、東京都のほうで作成しておりまして、市内の都立高校には直送で一斉に配付をされていると。特に令和2年度には都立高校生の生徒男女全員に配付をして、令和3年度は1年生の男女全員に配付をしたということは確認しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 国のほうでも性犯罪、性暴力の対策の強化の方針というのを決定していて、文科省から



も多分あの通知が出ていると思います。その方針の中でも学校教育の分野として、中学や高校でいわゆるデートDVを教材として、親密な間柄でも嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしないという認識の醸成に向けた指導を行うというようなことが出ているかと思えます。

令和2年から4年、今年度まで3年間で強化期間というふうになっていると思いますので、こういったところも参考に、これ、それで文科省でも「生命（いのち）の安全教育」という資料をつくっているようなんですけども、そういったところも今後検討していただきたいなと思います。

各支援団体などでもDV防止プログラムを実施していますが、その内容などは御覧になったことはありますでしょうか。人との関係について、一方が我慢している状況は被害者にとって、身体的な暴力だけではなく精神的にも大きな影響を与えます。将来ある中学生が自立へと進む過程に必要な知識だと考えます。

日本はジェンダー・ギャップ指数116位と、ジェンダー平等社会に程遠い状況です。社会的に刷り込まれている男女間、女性は男性に従うものだ、付き合っているのだから、何でも自分の言うとおりに相手はすべきだ、怒らせると怖い、相手の言うことを聞いて逆らわないようにしているなど、日常的に見られることかもしれませんが、それは対等な関係ではないということをぜひ中学生に教えていただきたいと思えます。

このデートDVの研修プログラムについて、中学生だけでなく、まず先生から、どなたからでも研修などに取り入れていただけないか、お考えをお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 支援団体が行っておりますプログラムの実施についてですけれども、中高生にとって身近な問題であるデートDV、これをテーマとして自分自身を大切にすること、人権を伝え人と人が暴力のない対等な関係であるため、お互いの気持ちを尊重し合えるコミュニケーションを学ぶと。10代のうちにデートDVについて予防を啓発することによって、DVという社会問題を減少に導くことを目的として、民間のNPO法人等が独自に開発しているものがあるなど、そういったものは認識しております。

先ほどお話にありましたけれども、文部科学省が現在、生命の安全教育としてデートDVなどの教材の開発、あとは指導モデルの検討などを行っております。ですので、それらも参考にしながら、調査研究してまいりますと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

それでは、3番目のほうに移っていきますけれども、CAPやデートDV防止プログラムという具体的な名前を挙げてお伺いしましたけれども、大きく考えますと、やはりこの包括的な性教育というのを進めてほしいということに尽きると私は考えております。

この包括的な性教育というのは、ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」というもので年齢別学習目標を示しています。内容の枠組みとしては人間関係、価値、権利、文化、セクシュアリティ、ジェンダーの理解、暴力とは、安全確保、健康と幸福のためのスキル、人間のからだと発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康になります。2009年に発表されて2018年に改訂版が出されています。多くの国々でこのガイドラインを参考に性教育を行っていますが、日本では教育課程にこれは位置づけられていません。

本市においても現状性教育、いろいろな形で実施されていると思います。この性の問題というのは、非常にこう思春期のお子さんたちにとってはネガティブに捉えられているという点もあるというふう聞いています。何かこう隠したりとか陰湿なものになっていったりということもありますけれども、やはり生命の誕生に関わっていくということで、ポジティブに捉えられるような教育というのも必要だというふうに考えます。

先日東口議員の質問の中で、第六小学校の命の授業について詳しい御説明がありました。助産師さんによる授業の内容で、私も非常に感心しました。ぜひこのような取組を市内全小・中学校にも広げていただきたいと思います。第六小学校では1年生から6年生まで、各学年ごとに取り組んでいるということでしたけれども、この命の授業、市ではどのような位置づけになっているのか、またほかの小・中学校での実施状況、実施されていない学校への今後の取組などをお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 命の授業につきましては、第六小学校では全学年、児童の実態に応じて行っておりますが、そのほかにも第九小学校ですとか第七小学校で、学年を特定して保健の学習等を使って指導しております。現在小学校10校ありますけれども、この命の学習について情報を共有したところ、現在行っていない学校につきましても、今後取り組んでみたいというふうに話をしている学校が非常に多うございます。

ですので、現在校長、副校長を対象として、それぞれの教育活動の中身を充実させるために、課題検討会というように話を行う場所があるんですが、そういったところで具体的な取扱い事例を共有してもらって、取り組みたい学校が取り組めるように支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育部参事（小野隆一君） 私のほうから、中学校の取組についてお話しさせていただきます。

今東京都のほうと連携した取組にあるんですけども、東京都教育委員会は学習指導要領に示されている性教育の内容全てを全ての児童・生徒に確実に指導した上で、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解、了解を得て必要な指導を行うことにより、生徒に適切な行動選択ができる力を身につけることを目的としまして、産婦人科医等の外部講師を活用した性教育の授業を推進しております。

市内中学校におきましては、平成31年度に1校、令和2年度は5校全校、令和3年度は1校指定を受け実施しているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） いろいろ取組も進んできているかなというふうに感じます。私は今回これを質問を取り上げるときに考えたことは、やっている学校はあるけれども、やっていない学校もあるのかなとか、全校で同じように実施してもらいたいなっていう気持ちもあって、いろいろお伺いしております。また、教材なども都でも「性教育の手引」もありますし、あとこれは内閣府のほうか、国で作っている「人と人とのよりよい関係をつくるために」というような教材ですとか、先ほどの「生命（いのち）の安全教育」ですとか、非常に国も都も少しずつ教材を作って力を入れてきているのではないかなというふうに思います。

そういったことを、やはり先ほどやってみたいなという学校があったらっていうことでしたけれども、この命の授業をやっている助産師さんも、学校に呼ばれないとなかなかこちらからは行けないんだよねっていうお話もされてきました。同じように東大和の学校で学んだお子さんには同じような力をつけてほしいというのが私も願いですので、そういったところが進むように、先ほど課題検討会ですか、というのがあるというふうにお伺いしましたけれども、いろんな教科で教育の研究会みたいなのが市の中であると思いますけれども、この性教育の分野については、そういったところで研究がされているのかどうかお伺いします。

○教育部参事（小野隆一君） 研究会についてということでございますが、市内に関しますと主な研究会としましては、小学校教育研究会では体育部会及び養護部会、中学校の教育研究会におきましては、保健体育部会及び養護部会が挙げられます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういったところで、今後も体系的に全市で全小・中学校で行えるような取組を進めていっていただきたいと考えます。

被害者の支援団体からは、このユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」による包括的性教育を、学校教育の中に取り入れることが切望されています。東大和市でも、ぜひこちらのほうも参考にしながらプログラムをつくっていただけたらなというふうに考えます。今大人の世界というか――では、性病の梅毒なども広がっているというようなことも聞いています。正しい知識があれば防げる性感染症もあるかと思います。自分の体も相手の体も大切にするという基本を学ぶ包括的性教育をぜひ進めていただきたいと思います。

また、学校はいろいろな課題がたくさんあって、学校だけに任せるのではなくて、こういったことも保護者や家庭向けにも学ぶ機会をつくって、社会教育の面からも進めていっていただくことをぜひ御検討いただきたいと思います。

以上でこの項は終わりにいたします。

次に3番目、エネルギー政策についてに移ります。

再質問につきましては、②と③をちょっと順番を入れ替えて行わせていただきたいと思います。

まず、初めの①ですけれども、2050年カーボンニュートラルに向けてということで、市の取組としては地球温暖化対策実行計画に基づいて進めていかれるのかなというふうに思います。これは事務事業編というものと、それからこれは現在ありますけれども、今後つくっていく区域施策編の2種類になるかと思います。現在ある第四次の事務事業編のほうから、まずお伺いしたいと思います。

こちらは今年から5年間の計画になっていると思います。中身を見ると3本柱で再生可能エネルギー導入、それから照明のLED化、それから省エネのアクションの3本柱で計画がされていると思います。これに基づいて実施計画のほうにも施策が載っていると思いますが、私は今回令和5年度からの3年間の実施計画を見て非常に驚き、それで評価をしているところです。これまでなかなか進まなかった再生可能エネルギーの導入というのが一歩進んだかなというふうに思います。その中で幾つかお伺いします。

まず実施計画に載っています本庁舎の太陽光パネル設備設置導入調査とありますけれども、この内容についてお伺いします。

○総務管財課長(宮田智雄君) 実施計画におけます本庁舎太陽光発電設備導入及び照明LED化調査の内容についてでございます。

令和3年度に策定いたしました地球温暖化対策実行計画に基づきまして取り組むものでございます。今般の実施計画では災害時の対策として、再生可能エネルギー設備等の導入を対象とした国の補助金と、地産地消型の再生可能エネルギー設備等の導入を対象とした東京都の補助金を併用して活用することを見据えまして、築年数40年となります本庁舎におきまして、太陽光発電設備の導入及び照明機器のLED化の実現が可能なものであるか、そのことにつきまして調査するものでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 長らく要望していた本庁舎の太陽光パネル設置もいよいよ導入に向けて調査が進むということだと思います。

それからもう一つ、上北台市民センターについても太陽光発電システム導入の調査設計工事と計画にありますけれども、こちらのほうは具体的にどのようなものなのかお伺いします。

○市民環境部長(田村美砂君) 実施計画に載っております上北台市民センターの空調設備更新、照明LED化

に合わせ、及び太陽光発電設備導入調査についてでございますが、今回上北台市民センターの空調設備更新及び照明のLED化を実施することに合わせまして、先ほど来出ております第四次東大和市地球温暖化対策実行計画、それから東大和市公共建築物環境配慮整備方針に基づきまして、太陽光発電設備の設置を検討するため、設置の可否のほか、設置が可能な場合、設置場所、それから設備の規模などを調査するとしていただいております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 市はこれまで既存の公共施設の太陽光発電システムの導入は難しいと答弁もいただけてきました。新築の建物については検討していきたいというふうに述べていたと思いますけれども、この今回実施計画においても本庁舎や市民センターへの設置を検討することになっています。今後既存のほかの建物にも設置を検討していこうということなのかお伺いします。

また、この地球温暖化対策実行計画に基づいてこれ進めていくと思いますけれども、その実行計画にはパネルの容量250キロワットをこの目標というふうな数字も出ていますけれども、そのあたりも含めてどのようなイメージを持っているのかお伺いします。

○環境対策課長(梶川義夫君) 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画に基づきまして、計画の実効性を高めるための東大和市公共建築物環境配慮整備方針というものをここで定めております。今後の再生エネルギー等の進め方でございますが、これに基づきまして太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギー発電設備について、延べ床面積2,000平米以上、こちらは東京都の基準を参考にさせていただいておりますが、この面積に該当します市の公共建築物(非住宅)の新築、増改築及び修繕等に合わせまして、設置の検討を行ってまいります。

また、東大和市国土強靱化地域計画に基づきまして、防災設備としても各公共施設、各公共建築物(非住宅)において、通常時は常態電源の補助電源として使い、非常時または災害時には非常用電源として活用し、こうした環境配慮面と防災対応力強化の二重の面での必要性を含めて設置の検討を行ってまいります。

なお、これらの設置の検討に当たっては、設計段階での財政的な観点を含めて総合的に検討してまいります。

それから、次に第四次東大和市地球温暖化対策実行計画にございます250キロワットの導入イメージということでございますが、現在公共施設への太陽光発電設備の導入に係る具体的な予定というのは決まっておられません。今御説明しました方針に基づきまして、今後一定規模の延べ床面積の公共建築物や防災設備として必要となる施設におきまして、設置を検討していくこととなります。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今御答弁の中で公共建築物環境配慮整備方針ということがありましたけれども、これが示されたことで、また一段進んだのかなというふうに思いますけれども、こちらの方針についてはホームページなどで公開をしているのかどうかお伺いします。

○環境対策課長(梶川義夫君) 10月に策定を行いまして、まだホームページにはアップしておりません。今後そうしたことについては検討していきます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひ公表をお願いしていきたいと思います。

それから、地球温暖化対策実行計画の区域施策編については、これも以前私が質問したときには令和8年度までに策定というようなことだったんですけど、前倒しで6年には策定して7年から実施という形になるのでしょうか。この策定に当たっては、どのような内容を盛り込んでいくのかお伺いします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 今回実施計画に上げさせていただきましたが、令和5年度に調査を、事前の調査を行う予定でございます。その調査を踏まえまして、必要となる調査で収集しました情報を基に、地域の再生可能エネルギー導入目標の設定、それから目標達成に向けた施策の検討を行い、令和6年度には地球温暖化対策実行計画区域施策編として、各取組を記載した計画を策定していく予定でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 調査することは非常に重要だと思います。この調査についてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。市内全域を調査していくのかどうなのかお伺いします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 来年度に策定を予定しております調査の主な内容といたしましては、市内の産業部門、農林、建設、製造業ですね。それから業務部門、こちらは住宅でございます……失礼しました、家庭部門、こちらは住宅でございます。それから業務部門、こちらは店舗、オフィス等でございます。そして運輸部門、自動車、これは自家用あるいは運輸営業などでございます。

こうした部門ごとの温室効果ガスの排出量の状況調査をまず想定しております。そのほかといたしましては、市の区域内でどれほどの再生可能エネルギーを導入できる可能性があるかを調べる再生可能エネルギーポテンシャル調査や、エネルギーの種類別の需要や地域特性の課題の推計などから、温室効果ガスの排出量を将来的にどの程度削減できるかを推計するための基礎情報調査といったものを行う予定でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私もこのエネルギーに、市のエネルギーについては自主的な団体をつくって一緒に活動しておりますけれども、なかなかこれが調査というのが非常に大変だということを実感しておりますけれども、この調査をしていただけるということで、非常に期待をしたいと思います。

それから、この計画をつくる、どうしてもまだ実際にできるまでには2年以上あります。東京都でもかなり再生可能エネルギー活用の太陽光発電システムの導入というのを、強力に進めているのかなというふうに感じますけれども、その設置のために市は、東大和市は独自の補助金なども出していません。そういった中で市域全体、一刻も早く導入が進むようにするために、先行して何か行える事業などは検討されているのかお伺いします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 現在のところ、区域施策編の策定を待ってから、市内の温室効果ガスの削減策については取り組む予定でございます。それまでということなのですが、第四次東大和市地球温暖化対策実行計画事務事業編でございますが、こちらにある目標達成に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 分かりました。

それでは、ちょっと先に行きまして、ちょっと順番を入れ替えてということなので、この区域施策編にも関係してくることだと思ひまして、先にソーラーシェアリングの推進についてお伺いします。

市内全域のエネルギーを考えたときに、やはりエネルギーを地域でつくって地域で使っていくというのを進めることが、最も温室効果を下げることになると思います。海外から高い石炭や石油や天然ガスを購入しては、お金は海外へ流出してしまいます。市内でエネルギーをつくることでお金は市内へと戻り、経済は循環していきます。

メガソーラーなどを造ることは環境面で問題もある中で、当市では建築物の屋根やほかに活用できるところ

として農地というのが考えられるのではないかと思います。ソーラーシェアリングは農地の上にソーラーパネルを張って、その下で野菜などを育て売電収入も得るといふものです。御答弁でもその内容について伺いましたけれども、現在このソーラーシェアリングについて市の現状はどのようなものなのか伺います。

また、ソーラーシェアリングを区域施策編にどこまで盛り込んでいくのか、東大和市で広める可能性などについて伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） ソーラーシェアリングの市の現状の捉え方ということでございますが、現状のところソーラーシェアリングを導入する予定はございません。今後国の動向や他の自治体での導入事例、状況などを情報収集することは可能であるというふうに思っております。

また、区域施策編に対するソーラーシェアリングの扱いでございますが、今度の区域施策編につきましては、令和5年度に市内の排出量調査等を行いまして6年度中に策定を予定しておりますソーラーシェアリングについて、メリットとデメリットがあるというふうに考えておりますので、今後は先ほど申しましたが、国の動向や先進事例等に注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） まだ検討課題なのかなというふうに考えます。このソーラーシェアリングは農地だけではなくて、東大和市の場合は駐車場の屋根なども非常に有効なのかなというふうに考えます。駐車場の屋根と下に駐車場ということで、そういったシェアリングもあるのかなというふうに考えますので、ぜひ御検討ください。

最後に、来年度から基本設計に係る七小の改修についてのことなんですけど、エネルギーの視点からということで、七小の建て替えについては、長寿命化計画でもエコ改修ということが記載されて、太陽光パネルや省エネ、LED化などが長寿命化計画の中でも示されています。今後基本構想などを策定されていくかと思っておりますけれども、もう一歩進んだZEB（ゼロエネルギービルディング）という考え方で、さらに取り組めることはないか、そのあたりのお考えをお伺いします。

○建築課長（中橋 健君） 七小の建て替えにおいての今後のZEBや省エネ性能ですかね、そういったことに関しましては現在のところまだ未定ではございますが、建物の仕様、また設備など具体的な内容につきましては、今後の基本設計、また実施設計の中において、法令等に遵守して検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） このZEBというのはエネルギーをつくるということもそうですし、省エネも考えて両方合わせてエネルギーがゼロになるような建物ということで、太陽光パネルでつくるだけではなくて、例えば二重サッシにして効率的な冷暖房に使えるとか、ひさしを活用して日陰をつくって強い陽に当てないとか、グリーンカーテンや、あと水を少し張ったりするような利用なども考えられると思います。学校教育施設ですので、小型の風力発電なども設置してもいいのかなというふうにも私は考えます。

また、ちょっと視点が違うかもしれないですけども、多摩産材などを多く利用するというのも一つなのではないかなというふうに考えます。学校施設は市の貴重な財産です。無駄な費用をかける必要ありませんけれども、建て替えという貴重な機会を捉えて、建て替え時のコンセプトの一つとして、このZEBというのを目指してほしいと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

---

午後 1 時 30 分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、7 番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7 番（上林真佐恵君） 議席番号 7 番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、学校教育について。

①学校給食の無償化について。

ア、無償化の意義に対する市の認識は。

イ、現状と課題について。

ウ、他自治体の取組について。

②不登校支援について。

ア、サポートルームの複数配置について。

イ、居場所の拡充について。

ウ、学校教育の課題について。

2、子育て施策について。

①周産期医療の拡充と保護者支援について。

②子どもの医療費助成について。

③市立狭山保育園の段階的廃園について。

3、公的住宅について。

①公的住宅の意義・役割についての市の認識は。

②市営住宅、都営住宅の意義・役割についての市の認識は。

③現状と課題について。

④地元割当について。

4、向原団地地区地区計画について。

①都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の建設に対する交通安全対策等について。

②創出用地の活用について。

壇上での質問を以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、学校給食の無償化についてであります。学校給食法におきましては、原則と

して食材料費は保護者負担となっておりますが、無償化した場合、全ての家庭の経済的な負担が軽減されるものであると認識しております。

次に、現状と課題についてであります。無償化を実施する場合は毎年3億2,000万円以上の財源が必要であり、市が単独で行うことは困難であると認識しております。

次に、他の自治体の取組についてであります。報道発表では葛飾区が令和5年度から給食費の無償化を行うと聞いております。

次に、不登校を支援するサポートルームの複数配置についてであります。サポートルームは利用者が増加傾向にあることから、児童・生徒の多様な実態を踏まえた環境整備のために検討を進めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、不登校支援における居場所の拡充についてであります。児童・生徒によっては学校の敷地以外の場所での学びを望む場合があることは認識しております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、不登校支援に当たっての学校教育の課題についてであります。様々なニーズを持った全ての児童・生徒が安心して過ごせる環境を構築していくことであると認識しております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、周産期医療の拡充と保護者支援についてであります。周産期におきましては母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する場合がありますことから、医療提供体制の充実等が必要であると認識しております。東京都では高度で専門的な医療を提供できる周産期母子医療センターを整備するとともに、周産期連携病院の整備を広域的に進めているところです。

市におきましては、保健師等専門職が妊産婦や新生児の戸別訪問を行い、相談等に対応する支援を行っております。

次に、子どもの医療費助成についてであります。市では小学校入学前の全ての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成制度に基づき、保険診療分の自己負担を全額助成しております。小学生から中学生までの児童につきましては、義務教育就学児医療費助成制度、ひとり親家庭等の児童につきましてはひとり親家庭等医療費助成制度により、それぞれ一定の所得の範囲内の世帯を対象として助成を行っております。

さらに、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等につきましても、一定の所得の範囲内の世帯を対象として、令和5年4月から医療費助成制度の開始に向け、現在準備を進めているところであります。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園についてであります。今後少子高齢化や人口減少が進展していく中で、持続可能な市政運営を安定的に行うためには、限られた行財政資源を効率的・効果的に注力すべき行政課題に投入していくことが必要であります。そのため建築後49年が経過し老朽化が進んでいる市立狭山保育園を維持、更新して将来にわたり運営していくことは、厳しい市財政の状況を踏まえすと困難であると考えておりますことから、段階的廃園を進めているところであります。

次に、公的住宅についてであります。公的住宅は公営住宅法、地方住宅供給公社法、独立行政法人都市再生機構法、その他関係法令に定める設置目的に即した役割を有しているものと認識しております。

次に、市営住宅及び都営住宅の役割などについてであります。市営住宅及び都営住宅は公営住宅法、その他関係法令等に基づき住宅に困窮する市民及び都民の居住の安定を確保するために設置されているものであると認識しております。



次に、公的住宅の現状と課題についてであります。市営住宅につきましては建物の老朽化、入居の受皿としての機能低下、居住者の高齢化などが課題であると認識しております。その他の公的住宅の課題につきまして置かれている状況などが様々でありますことから、市としてお答えできる立場にはございません。

次に、地元割当についてであります。地元割当は市民の方を対象として市内の都営住宅の募集及び申込受付などを市が実施する都営住宅の募集方法であります。市といたしましては、住宅に困っている市民の方が優先的に入居の申込みができる有効な方法として活用を図っているところです。

次に、都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の建設に関する交通安全対策等についてであります。施設建設に伴う交通安全の確保へ向けた取組を含む特別支援学校の施設計画等につきましては、建築主である東京都が現在検討しているところであります。市では東大和市街づくり条例に基づき建築主である東京都と事業の進捗状況に合わせて適切に協議をしていくものであります。

次に、向原団地地区の創出用地の活用についてであります。創出用地地区Aにつきましては、特別支援学校の建設に向けた取組が進められているところであります。創出用地地区Bにつきましては、令和4年9月に策定いたしました、向原団地地区のまちづくりの方向性におきまして、将来の社会、地域のニーズを踏まえた活用を検討することとしておりますことから、将来的な活用につきましては地権者である東京都との協議などを行いながら、今後具体的に検討してまいります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、不登校支援について御説明いたします。

サポートルームの複数配置につきましては、サポートルームを利用する児童・生徒の傾向を分析したところ、一定期間在籍学級以外の部屋などで個別対応をしている事例も多くあることから、不登校傾向の段階で個別にサポートできる環境として令和5年度から市内の小学校1校を対象に、校内サポートルームを試験的に実施したいと考えております。

次に、不登校支援における居場所の拡充についてであります。児童・生徒によっては学校の敷地ではない場所での学びを望む場合も考えられますので、今後多様な居場所の在り方について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、学校教育の課題につきましては、学業不振や発達的な課題を抱えていたり、教科書や時間割など皆と共同して行うことに難しさを感じていたりする児童・生徒も増えております。そのため個に応じた最適な学びの場を保障し、多様な教育機会を確保していくことで、全ての子どもたち一人一人が持っている可能性を、最大限に発揮していける公教育の在り方を確立していくことが重要であると認識しております。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問を行います。

まずは学校教育のところ、学校給食の無償化について伺います。

これまでも給食を無償化してほしいということで、一般質問でも何度か取り上げて要望をしてまいりました。今、昨今ますます給食を無償化する意義というのが高まっていると思いますので、まずこの無償化の意義に対する御認識を伺っていきたく思うんですが、学校給食の歴史を調べてみると、1889年——明治22年に山形県鶴岡町の大督寺というお寺の中に建てられた私立の忠愛小学校というところで、生活が苦しい家庭の子供に無償で昼食を用意したことが日本における学校給食の起源とされています。これ農林水産省のホームページに載っていました。

ももとは貧困対策として始まった給食だと思うんですけども、今日は様々な目的を持って実施がされていると思います。これまでの一般質問でも学校給食は教育の一環であるということで私も指摘をしてきましたけれども、学校給食法第2条に掲げられている学校給食の目的7つを教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食法第2条、学校給食の目的についてでございますが、1、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、2、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと、3、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、4、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、5、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと、6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、7、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 詳細にありがとうございます。健康の増進というだけでなく食生活や、また生命や自然を尊重すること、また食に関わる人々の活動や伝統的な食文化、食料の生産や流通など、食に関わる包括的な学びが学校給食の目的として掲げられています。

文科省の公式サイトには「給食には学習の教材の役割があります。肥満、朝食欠食といった子供の食生活を改善するために、給食を通して、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように学校でも食育に取り組んでいます。」と書かれています。こうしたことから学校給食というのは、本当に教育そのものだというふうに思うんですけども、その点についての市の御認識を改めて伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食につきましては健康の保持・増進を図ることなど、学校給食法に定める目標に沿って食育の推進にも活用していることから、教育の一部を担うものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先日議員でも試食会をさせていただいて、おいしかったです。ありがとうございます。このときに頂いた資料にも当市の食育活動として、栄養士さんや農家の方などの協力も得て、給食を生きた教材として活用しているというふうに紹介がされていました。旬の食べ物ですとか地場産の野菜について、そういうことを給食の中で子供たちに教えていくというようなことが紹介されていました。

また、当市の給食のメニューも大変工夫がされていて、例えば季節のメニューですとか外国のメニュー、またリクエストメニューなどあると思うんですけども、どのようなものがあるのか具体例を教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 初めに、季節のメニューの例といたしましては、例えば7月の半夏生にタコ飯、9月の十五夜頃にずんだ白玉、10月の十三夜頃に栗御飯など、季節に関する食育に資することができるものを提供しているところでございます。

続きまして、外国のメニューといたしましては、イタリアのカチャトーラ、タイのカオマンガイ、あと人気がありましてホームページにもレシピを掲載させていただいてございますが、韓国のヤムニョムチキンなどの外国の食文化の食育に資することができるものを提供しているところでございます。

リクエストメニューといたしましては給食アンケート結果のほか、市内中学校の職場体験を給食センターで受け入れてございまして、職場体験に来た中学生が考えた献立などで実施してございますが、カレーライス、揚げパン、みそラーメンなどがございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。私も実際の11月の献立表をちょっと見たんですけど、ほかにも韓国のプルコギ丼ですとか、ヤムニョムチキンはすごいおいしかったってことで家でも話題になったんですけど、ほかにも郷土料理として打ち豆汁、福井県のものとか、栃木県のすいとんですとか、あとお楽しみ献立ってことでコロッケにイラストが書いてある、あれすごくやっぱりよく話題になっていて、本当に子供たちすごく楽しみにしていますし、また旬の食材としてもこのメニューの中に11月の旬の食材、里芋だったりサツマイモだったりということで載っていて、これ裏にもいろいろ書いてあるんですけど、全部振り仮名が振ってありますので、低学年のお子さんでもしっかり読めるようになっていて、実際子供たち結構朝本当に献立を見て、ああ、今日は何だみたいなの、それを楽しみにして学校行くというようなことが私も実際ありましたので、本当に給食って結構学校生活の中に占める割合というのが大きいんじゃないかなというふうに思います。外国のメニューなんかやっぱり外国にルーツを持つお子さんなんかもありますし、そういうところから自分の国のメニューをみんなで食べるっていうのはすごくいい体験になっているというふうに思います。

我々もほとんど給食を食べている、食べていない世代の方もいらっしゃると思うんですけど、その世代によって給食ってすごく移り変わってきているので、私はソフト麺ってすごい好きだったんですけど、冷凍ミカンとか好きだったんですけど、今そういうのなくなっていたりしますが、そうやって何か世代で今でもすぐ給食のことを話題になったりとか、我々の中でも給食ってすごくこう学校生活の中で思い出に残っていますし、今の子供たちにとっても、それはやっぱり同様にすごく給食を通じていろんなことを思い出に残っていたりということでは、学校生活の中で本当に大きなものではないかなというふうに思っています。

そういう意味で本当に学校教育に今ではなくてはならないものであると思いますけれども、そうした意味では憲法26条で義務教育は、これを無償とすると明記されているとおり、教育の一環である学校給食は、私は国の責任において無償とするべきではないかと考えるんですが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（齋藤謙二郎君） 当市におきましては、学校給食法に基づき学校給食の提供を実施してございまして、学校給食法第11条におきまして、原則として給食食材費、食材料費につきましては保護者の負担とする旨規定されておりますことから、そのように実施しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 食材費等の保護者負担との関係については後の項目でも伺いますけれども、保護者負担から見た給食無償化の意義についても続けて伺いたいと思います。

市長の御答弁でも無償化をした場合には家計負担が軽減されるという御認識でした。学校給食費について、平成30年の第1回定例会でも伺っているんですけど、ちょっと改めてもう一回お尋ねしますが、例えば小学生を2人、低学年と高学年の御家庭、小学生3人、低学年・中学年・高学年で1人ずつという御家庭、また小学生1人、高学年のお子さんと中学生1人の御家庭、最後に小学生お二人、中学年・高学年とそれから中学生お一人のお子さんがある家庭で給食費が年間幾らになるのか改めて教えてください。

○教育総務課長（齋藤謙二郎君） 年間の学校給食費についてでございますけども、基本の額で計算しますと、例えば小学生が2人で2年生と5年生の御家庭の場合には8万7,450円、小学生が3人、1年生と3年生と5年生の御家庭の場合には12万9,690円、小学校5年生が1人と中学生が1人の御家庭の場合には9万7,460円、小学校4年生と6年生が1人ずつと、中学生1人の御家庭の場合には14万910円となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） やっぱり年間で10万円超えてくる御家庭もあるということで、大変重い負担ではないかと思えます。給食費は保育料などと違って一律料金なので多子減免がありませんので、産めば産むほどお金がかかるということになっていて、そういう意味では少子化の政策とも逆行するというふうに思えます。先ほども申し上げたように義務教育は無償とすると憲法にうたわれているにもかかわらず、我が国では家庭が負担する教育費が諸外国とも比べても重いということがいろんな調査からでも分かっています。その点についての御認識も伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 諸外国との教育費の違いについてでございますが、教育費に限らず教育内容などを含めまして様々な違いがあることは認識してございます。市におきましては、国が定めました法律、学校給食におきましては学校給食法に基づき実施するものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん国によって内容違いますので、一概に比較はできないと思うんですけども、それにしてもOECDの調査ですけども、いつもここでも御紹介していますけれども、10月4日のこれ読売新聞オンラインでちょっと見た記事ですけども、10月3日に発表したところによると、GDPに占める教育機関への公的支出の割合がこれ2019年時点ですけども、これが日本は2.8%ということで、データがある加盟37か国中36位だった。

その前の年は最下位だったんですけども、やっぱり依然として低い状態が続いていて、OECDの指摘では特に重いのは大学など高等教育の学費だっていうことなんですけれども、ただ義務教育の期間については、やっぱり給食っていうのは最も重い負担であるということだと思います。ほかにも教材費だとか制服や上履きや体操着、水着、学用品、修学旅行費などいろいろあるんですけども、その中でも給食費、最も重い負担であるというふうになっているかと思えます。

この昨今のこの長引くコロナ危機や物価高騰の状況からも、保護者への負担軽減の必要性っていうのはますます高まっていると考えますが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 保護者への負担軽減につきましては、物価高騰に伴い給食食材料費も高騰しておりますが、今年度当市では、臨時的給食費改定など保護者の皆様の新たな負担とならないように、国の交付金を活用いたしまして、給食食材料費に充てて保護者負担の軽減に対応しているところでございます。現時点ではさらに市が独自に給食費の負担軽減をすることは考えてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 文科省は9月9日に物価高騰に対応した給食費の保護者負担軽減の実施状況を公表しました。当市でも交付金を利用して活用してやっていただいたんですけども、こうした地方創生交付金などを活用して軽減を実施、または7月のこれ時点ですけども、予定していた自治体が全国で83%に上ったということで、やはりこう全国的にも給食の負担軽減、これをやっぱりやらなきゃいけないという、そういう機運というか、意義が高まっているというふうに思えます。

次に、現状と課題のところに移りますけれども、給食費負担が重いというお話をしてきましたけれども、未納となっている世帯の推移について伺います。また、未納世帯に対してどのような対応を行っているのかも伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 未納となっている世帯の推移についてでございますが、各年度の9月で比較いたしますと、令和2年度は59世帯、令和3年度は70世帯となっております。

また、未納となった場合の対応でございますが、まず毎月20日頃の自動払込みで不納だった際に、学校を通じて月末の再自動払込みまでに口座に入金していただくようお願いの通知をお渡しいたします。その後月末の再自動払込みで再度不納だった場合は、随時給食課職員による電話連絡や戸別訪問を行っており、経済的な理由により納入が困難であるとの御相談があれば、就学援助制度の御案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以前に一般質問で伺った際にも、この未納についてはお伺いをしているんですけども、丁寧に御対応いただいているのではないかというふうに思いますが、決算委員会の際に毎年児童手当として支給されたうちに、給食費として支払った額について世帯数が分かる資料を毎年頂いています。給食費についてここ数年の資料を見ると、平成30年115世帯、平成31年度121世帯、令和2年度136世帯、令和3年度146世帯ということで、やっぱりこれ増加傾向にありまして、やっぱりこう賃金が上がらない国ってこともマスコミでも何度も報道されていますけど、そうした中で給食費の負担が本当に重くなっているんじゃないかなというふうに、それが分かるというふうに思います。

それから、家庭の経済状況が子供の取る栄養にも影響を与える栄養格差についても伺います。

2018年——平成30年の3月議会でも栄養格差についての御認識を伺いましたが、長引くコロナ危機や物価高騰でますます子育て世帯の経済格差が広がっており、子供が取れる栄養にも格差が広がっていると懸念していますが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 市内小・中学校の学校給食におきましては、アレルギーなどの理由で食べることでできないお子さんを除きまして、全ての子供に学校給食を提供しておりますことから、学校給食における栄養格差はないものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 学校給食においては同じなので格差はないんですけど、聞いたかったのは、以外の、学校給食以外の家庭での栄養格差ってということだったんですけども、逆に言えば家庭の状況でお魚だとか、野菜だとか食べられなくても給食では食べられているっていう、そういうことだと思うんですね。その2018年の3月議会では当市のお子さんの実態についても少し御紹介をしました。今言ったような給食が一日の主な栄養源になっているというようなお子さんが当市にもいらっしゃるということで、そうした意味でも栄養のある豊かな給食の意義やその果たす役割というのは、ますます大きくなっているというふうに思います。

先ほど食材費保護者負担のことで御答弁がありまして、当市の場合は食材費、保護者負担というふうになっていますので、ここで食材費、そこにいっぱい投入すれば保護者負担が増えるというふうになってしまうのではないかというふうに思うんですが、令和3年度の行政報告書では毎月の給食の平均カロリーが国基準に達していないということも分かって、他の議員からも指摘もあったと思うんですけども、現状食材費保護者負担なので食材費をもっと上げて豊かにしようと思うと、保護者負担も上がってしまうということで、市としても保護者負担これ以上上げるのは避けたいところだと思うんですが、保護者負担とのこの食材費を連動させず、食材費は食材費で上げていただいた上で、保護者負担は軽減をするということも可能だと思うんですが、この点、念のため確認をさせていただきます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食法第1条において規定している経費の負担につきましては、原則を定めたものであることから、補助の禁止を規定しているものではないと認識してございます。同様に例えば議

員からお話がありましたが、給食費を物価上昇に合わせて改定した場合におきましても、改定した額の補助の禁止は規定されていないと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。法的に問題のないということですので、ぜひ御検討いただきたいと思うんですが、無償化によって給食費の徴収に係る事務負担も軽減されるメリットがあると考えるんですが、現在の事務、徴収に係る事務は具体的にどのようなものなのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 徴収の事務につきましては、初めに口座自動払込みデータの作成がございしますが、生活保護を受給されている方や就学援助費制度の対象の方、児童手当からの支払いを選択されている方を除くなど確認しながら作成してございます。その後自動払込みができなかった方のお知らせ及び再払込みデータの作成、最終的な未納のお知らせ通知の作成、未納となった方への電話や戸別訪問による催告、還付などの事務がございします。そのほかには未納となった方が学校に現金でお支払いをした場合の各学校への集金などを行ってございます。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 3分 休憩

---

午後 2時 7分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） 伺うと、やっぱりかなり事務量としてはいろいろ未納の方に対してはすごく丁寧にやっていたのかなというふうに思いますので、そういう意味では事務量としては結構たくさんあるんじゃないかなというふうに思います。市が独自で無償化するための課題としては、やはり財政負担というのは3億2,000万円以上ということですので、これは本当に大きな課題ではないかというふうに思うんですが、ほかにはどのような課題があるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食費の無償化の課題についてでございますが、ただいま議員からお話がございましたとおり、多額の財源が必要であることが第一にあると考えてございます。そのほかにはその多額の財源を毎年安定的に確保することがございますが、非常に困難な状況でありますことから、それ以上の検討は行っておりませんので、現時点におきましては、その他の課題につきましては把握できてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ具体的な検討をしていただきたいというふうに思うんですけれども、青森県七戸町というところでは2013年度から給食の無償化実施をしていますが、この方のお話ですと、保護者負担の軽減だけではなくて事務負担の軽減や、当然ですけれども未納問題の解決にも当然なくなるので、そういうメリットもあったということでした。就学援助制度の方とか、児童手当からの支払いですとか、いろいろこう煩雑な事務負担の軽減も図れると思いますので、ぜひ様々な視点から具体的な検討をお願いしたいと思います。

次に、他自治体の取組についてですけれども、令和元年第3回定例会の御答弁では、小学校のみ、また中学校のみ、小中両学校へ全てを無償化にしている自治体が82で、それ以外で一部無償化、もしくは一部補助しているところが424自治体、合わせて506自治体ということだったんですが、直近でどのようになっているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 平成30年の7月に文部科学省が、平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査結果についてというものを公表したところでございますが、それ以降それ以外に無償化に関する調査が実施されていないことから、直近の状況につきましては把握してございません。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党が聞き取りなどして調べたところによりますと、小・中学校ともに無償化した自治体、完全に無償化した自治体が256自治体ということで、前回お尋ねしたときの82から3倍化しているということが分かりました。

当時は人口1万人未満の自治体が多くを占めていたと思うんですが、中核市である青森市など人口が多い自治体にもこの間広がってきたというのが特徴だというふうに思います。都内でも特別区である葛飾区が来年度の当初予算に盛り込み、23区で初めて実施するということになります。今後さらに大きな自治体にも広がっていくと思うんですが、同時に一部無償化、一部補助というのも各自治体で様々な方法で、それぞれの方法で行っていると思うんですが、事例が分かれば教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 令和4年度の多摩地区の例でございますと、いずれも一部補助となっておりますが、1食当たり一律6円の補助、1か月一律100円の補助、牛乳代の補助として1か月90円の補助がございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） かなり自治体によって、私もちょっと調べたんですけども、本当にすごいいろんな方法でやっているということが分かりました。当市が無償化を行う際に必要な予算が毎年3億2,000万円以上ということで、本当に具体的に検討して実施してほしいんですけども、やっぱりこれ大きな決断になるというふうには思います。

そこで、まずは一部補助からでも導入してほしいと思うんですが、来年度から無償化をするというさっき葛飾区ということで御答弁もありましたが、これもいきなり葛飾区も無償化したわけではなくて、実は平成30年1定の際に私が多子軽減として第3子の無償化をしてほしいということで要望したんですけども、その際に先行事例として挙げたのが葛飾区で、葛飾区もまずは第3子無料という、そこから始まったということでした。当市で例えば第3子無償と、それから第2子を半額にした場合、どのぐらいの費用がかかるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 例えば第2子を半額、第3子以降を無償化とした場合には、令和4年度の児童・生徒の状況により試算いたしますと、年間約4,400万円の財源確保が必要になるほか、学校給食費管理システムの改修に関する費用などが必要になると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。ぜひ具体化、具体的な御検討をお願いしたいと思います。各自治体から意見書なども上がっているかと思うんですけども、市長会等でも要望があるのかどうか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食費の補助や無償化に関する市長会等からの国や東京都への要望につきましては、現時点ではないと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 東京都では私も調べたんですけども、ないようだったんですが、千葉県の市長会、それから群馬県の市長会などで県に対して要望を上げているということが分かりました。この国や東京都に対

する要望ということでは、日本共産党の東京都内の市議会議員、区議会議員で10月5日には文科省に、11月7日には東京都教育長に対して学校給食の無償化も要請をしまりました。

憲法の要請に従って国の制度として早期に実現するべきだというふうには、そこは本当にそう思うんですけども、やっぱり残念ながら国は自治体の判断で行うべきという答弁で、自治体が判断で行うにはやっぱり費用が本当に多額なので、この要請の中でも我々市議会議員も怒っていたんですけども、やっぱり自治体からも国に対して御一緒に声を上げていただきたいというふうには思います。

国が全国一律で無償化をする際に必要な予算は4,451億円という答弁が2018年の参議院の文教科学委員会で我が党の吉良よし子参院議員の質問に対して、そのように答弁をしています。国は教育予算になると決まって財源がないというふうに言うんですけども、一方で皆様も御存じのとおり、軍事費については今財源がなくても増やそうとするという、そうしたことが国会の中では進んでいます。岸田首相は11月28日に2027年度に軍事費がGDP比2%に達する予算措置を指示しました。約11兆円規模となって現在のGDP比で現行の2倍近い大軍拡というふうになります。

この財源をどうするのかという点で、宮本徹衆議院議員の国会質問では、有識者会議の報告書が「国民全体での負担を視野」、「幅広い税目による負担の必要」ということに言及していて、増税で賄うなら国民1人当たり4万円、4人家族で16万円に上るとしています。この我が党の国会議員の追及に対して、首相は幅広い税目の増税を否定しませんでした。その後増税は当面先送りにするというような、そうした報道もありましたけれども、歳出改革を検討していくという報道もありましたけれども、そうなるとその歳出、どこを削るのか、それは教育費や社会保障費などではないのかというふうな新たな懸念も生まれてきます。

国は台湾有事などを想定し、敵基地攻撃能力も有するとしていますが、専守防衛を逸脱する軍事力を持てば、当然相手国も軍事を増強することになり、アジア地域の軍事的緊張が高まることは避けられません。しかし中国のGDPは日本の3.7倍であり、軍事費を倍増しても中国の軍事費の3分の1程度にしかならず、軍拡競争を進めても財政的にもたないのは日本であり、国民の暮らしです。

政府が行うべきは中国や北朝鮮を含むアジア地域に敵基地攻撃能力の保有で軍事的緊張をもたらすことではなくて、交渉による安全保障の枠組みをつくること、そして教育費や社会保障費、教育費本当に日本の公的支出が少ないということもこの場でも毎回のように指摘をしています。これを倍増することが求められていると思います。市としましても国に対して教育費を倍増し、給食費の無償化を実現することをぜひ御一緒に求めているということ強く要望して、次の項に移ります。

続いて、不登校支援のところですけども、まずサポートルームの複数配置について伺います。

学校に行けなくなる不登校のお子さん増え続けています。10月27日に公表された文科省の調査によると、全国小・中学校の不登校児童・生徒数は過去最高の24万4,940人、前年度からは過去最大の増え幅で24%増加し、各メディアでも深刻な事態として取り上げられています。また、これまで不登校は中学生や高校生の問題だと思われていましたが、小学生の不登校になるお子さんが10年前に比べても3.6倍にまで増え、小学校1年生から不登校になる子供も多いそうです。

当市でも令和2年度は小学生40人、中学生96人だったものが、令和3年度では小学生82人、中学生108人と、特に小学生で倍になっています。6月議会で取り上げた際に、低年齢化が進んでいることや長期欠席の傾向があることから、このままでは今後も増加傾向が続くと考えていると、市としてもそういう御答弁でした。

まず伺いますが、市内の不登校児童・生徒の直近の人数、そしてサポートルームを利用している児童・生徒



の人数をそれぞれ教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 市内の不登校児童・生徒の直近の人数としまして、10月末の人数になりますけれども、小学生の児童は52名、中学生の生徒は112名となっております。サポートルームの利用者につきましては、同じく10月末の人数でありますと、小学生の児童は6名、中学生の生徒は18名となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） サポートルームに通っているお子さんからは、かなり見学の方か実際に利用する方も増えていて、手狭になっているというようなお話も聞くんですが、そうした利用状況についても教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 利用状況につきましては増加傾向にあります。その理由の一つとしましては、本市では今年度8月22日にスクールソーシャルワーカーを3名体制にしたことが挙げられます。このことにより不登校及び不登校傾向の児童・生徒の支援体制の構築が進み、サポートルームにつなげられる事例が増えたことから利用者が増えている状況でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） スクールソーシャルワーカーの方が増えて利用につながっているというのはすごくいいことだと思うんですけども、ただサポートルームで何人でも受けられるということではないと思いますので、今回校内サポートルーム、検討していただいているということで、これは大変ありがたいと思っています。この校内サポートルームの詳細について、既存のサポートルームとの比較で日中の過ごし方や目的、受入れが可能な子供の人数、教員の体制、財源等をお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 校内サポートルームにつきましては、令和5年度から第五小学校の中で校内において試験的に実施をする中で、既存のサポートルームとのすみ分けなどを見極めてまいります。そのために令和5年度の東大和市教育課題研究指定校に指定をして、日中の過ごし方や対象児童をはじめ、取組内容を教育委員会と学校で連携しながら検証するとともに、研究費を財源に充てて進めてまいります。

なお、受入れ人数ですけれども、可能人数につきましては流動的な場合と固定的な場合もあるため、一概には確定しかねますけれども、現段階では5から6名程度を想定しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 登録はしても毎日来ないお子さんもいらっしゃるし、毎日来ても短い時間だったりとか、お子さんによっていろいろだと思いますので、その辺は進めていく中で検討していただければというふうに思います。

それから、教員についてはどのような資格を持った方が配置をされるのか、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置についてもお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 校内サポートルームの教員につきましては、来年度の施行に当たり現段階では既存のサポートルームで指導に当たっている非常勤教員の配置を検討しております。今後については施行する中で検討をしてまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは定期的に学校に勤務をするため、校内サポートルームへのよりよい関わり方についても検討してまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 職員体制のところですけども、現在は都の会計年度任用職員の方が5名、市の会計

年度任用職員の方が1名となっていると思うんですが、校内サポートルームのほうに新たに配置するのではなくて、この枠から行ってもらうということになるのか、そこを確認させてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在取組内容の必要性から校内サポートルームの試行を行うに当たり、サポートルームの職員と相談をして、次年度については現在のサポートルームの枠からの配置を考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 経験のある方が行くっていうのは、それはいいことだと思いますので、ただ小人数でじっくりと子供に向き合えるっていうのがサポートルームのいいところだというふうに思いますので、現在のサポートルームのお子さんが増えているってこともありますので、そこは現在のサポートルームのほうに補充していただくなり、手が回らないというようなことにならないように、ぜひそこはお願いをしたいと思います。

次に、場所の拡充についてのところですけれども、御答弁では児童・生徒によっては学校の敷地ではない場所での学びを望む場合も考えられますので、今後多様な居場所の在り方について調査研究をしてみたいということでした。これは本当にそのとおりで、やっぱり学校の中にあるって、それも本当にすごく丁寧に寄り添っていただいて、ありがたいなと思っているんですが、やっぱりその学校の敷地にあるというだけで行きたくないっていうお子さんもいらっしゃると思いますので、学校の臭いを感じさせないというか、そうした居場所の整備というものの必要あると思うんですが、この学校以外の居場所の整備に対する課題は何か伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 学校の敷地外にこういった居場所を確保する場合、その施設の配置場所や規模感、またどの程度の利用人数が見込まれるのか、さらに運営に係る経費等が課題として考えられます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） もちろん経費というのはかかると思うんですが、国や都の補助金等にはどのようなものがあるのか具体的な内容をお伺いします。

○青少年課長（石川博隆君） 国や東京都の補助金等につきましては、不登校のこういったお子さんも含めまして、御家庭や学校に居場所のない子供に対する居場所づくりに関する補助金についての情報提供というのは受けてございます。まず、国、厚生労働省の所管します子どもの居場所支援整備事業でございますが、これは学齢期以後の子供に対する居場所の整備に必要な費用を支援するとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談、食事の提供、子供と家庭の状況をアセスメント——評価して関係機関へのつなぎを行うなど、子供の居場所に関する総合的な支援をするというものでございます。

もう一つが東京都の補助金でございますが、子供の居場所創設事業と申しまして、これは主に放課後にお子さんが気軽に立ち寄れるとか、またはその保護者が気軽に立ち寄れると、そういった想定かというふうに思いますが、そういった気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設して、子供に対する学習支援や親に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで、様々な事情を有する子供と保護者に対して包括的な支援を行うことで、生活の質の向上と地域全体で子供や家庭を支援する環境を整備することを目的としたものというふうなことでございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 詳しく教えていただいてありがとうございます。私もちょっと調べたんですが、厚生労働省の子どもの居場所支援整備事業は施設整備に3分の2の補助、運営費に4分の3の補助、また東京都の子供の居場所創設事業については施設整備は10分の10、東京都が補助をして運営費は2分の1を補助するというようなことが書かれていました。それぞれちょっと趣旨が違う補助金で、いろいろ条件なんかも書かれてい

ますけれども、こういう補助金を活用してどういう場所につくるのがいいのかっていうのは、すごく課題は多いと思うんですけれども、ぜひ具体的な御検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、居場所をつくりたいという民間の事業者さんもいらっしゃるかなというふうに思うんですが、市がどのように支援をすることが考えられるのか伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 現時点におきましては、そのような民間の事業者に対する支援のメニューにつきましては、当市においてはございません。今後、申出等があった場合には、事業者の考えるその居場所づくりの内容ですとか、その中でも市に支援を求めるもの等を具体的に伺いながら、また他自治体の取組事例も参考にしまして、市におけます居場所の在り方や支援の可能性について、様々な観点から調査研究してまいりたいと、このように考えてございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 日野市などでは市独自でそういう民間の事業者さんに補助金を出すような、そういう制度を持っている自治体もありました。それから、武蔵野市ではNPO法人に委託して居場所の提供や学習支援、体験活動、個別相談や関係機関との連携などを行っているということです。都の補助金については委託も可能ということですので、当市としてもぜひいろんなやり方あると思いますので、ぜひ具体的に検討と早急な具体化を求めます。

次に、学校教育の課題のほうに移りますけれども、御答弁では、みんなと共同して行うことに難しさを感じていたりする児童・生徒も増えているということでした。個に応じた最適な学びの場を保障し、多様な教育機会を確保していくということが大事だと思うんですけれども、具体的にはどのようなことが考えられるのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学習面や心理面に課題のある児童を個別に支援できるように、主に通常学級の児童について、教員らが個別支援が必要だと判断したり、あとは保護者のほうから支援の要望があったりした場合に、校内サポートルームなどにて個別支援が受けられる体制の構築を検討してまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そうですね、ちょっと後で。

ちょっと次にいきます。岐阜市に不登校特例校である公立中学校が開校したんですけれども、どのような特色があるのか教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 岐阜市立草潤中学校では、令和3年4月に開校した東海地区では初の公立の不登校特例校となっております。主な特徴としましては、毎日必ず登校するというのではなくて、家庭での学習を基本にして学習を進める学び、家庭で学習して週に数日登校する学び、毎日登校する学びなど、自分に合う学習方法を選ぶことができるということです。

また、学校にて授業に参加する方法のほか、1人1台端末を使用してオンラインで授業を受けることもできると。さらには、生徒は1日の学習内容と場所だけではなくて担任も選ぶことができ、1教員が生徒2名から6名程度を受け持っているようですが、2か月に一度程度、変更希望を生徒にヒアリングをしているということでした。また、通知表の形式も5段階評価か記述式かについて三者面談で決定するなど、生徒に応じて柔軟な対応が取られております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この不登校特例校、今全国に公立・私立合わせて21校あるようです。どこでも多くは

少人数指導ですとか、今御紹介いただいたような特色ある教育、個に応じた学習・体験等を行っていると思うんですが、さっき多様な教育機会ということで御答弁いただいて、行けなくなった子に個々のその子に合った教育機会って、それはもちろん大事なんですけれども、サポートルームに行っているお子さんからは、学校がそのサポートルームみたいにあればいいのって、そうしたら行けるのってという話を聞いたことがあって、サポートルームはどういう、やっぱり個々に応じた、その子の特性に合った丁寧な指導を行っていただいていると思うんですね。

不登校特例校って、このことができるっていうのは一ついいんですけども、やっぱりその学校全体がもっとこういうふうになっていけないかなというふうにも思うわけなんですけれども、世田谷区では不登校特例校ではないんですが、区立中学校で校則のない学校、区立桜丘中学校というのがあるんですけども、こうした校則等で子供を管理しないということについて、市がどのように認識されているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） まず、児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則につきましては、児童・生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長、発達していくために設けられているものになっております。校則の在り方については特に法令上に規定はされていないものの、これまでの判例では社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされております。

また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うということは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は教育的意義を有するものと考えられます。

また、最終的には校長により制定されるものになるため、校長の経営方針に基づき様々な運用を行っている学校があることは認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ちょっと今回校則というのを例に挙げて言っていますけれども、社会規範の遵守、適切な指導を行う、基本的には社会規範っていう御答弁だったんですが、中にはそこも逸脱したような校則、例えば髪の毛、自毛が茶色いのに黒く染めなきゃいけないだとか、下着の色まで指定するだとか、ちょっとそういうのも問題にはなっているわけで、校則、今回いっぱいやるつもりはないんですけども、例えば当市で学校の中から、先生やお子さんの中から、校則をなくしていきたいという、そうした声が出た場合に可能なかどうか、その点だけ伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 校則については最終的には校長により適切に判断される事柄ではありますが、その内容によっては児童・生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことがあることから、その在り方については、児童・生徒や保護者などの学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。もちろん上からなくせとかそういうことではなくて、先ほど御紹介した世田谷区立の桜丘中学校の校長先生の著書を読んだんですけども、もちろんこの学校も上からいきなり校長先生がやってきてなくせと言ったわけではなくて、3年間どうしたら生徒が幸せに過ごせるかということを追って行く過程で、生徒や教師とも議論を重ねて、結果として校則がなくなったということでした。

どうしたら子供たちを管理できるかということではなくて、どうしたら子供たちが3年間学校で幸せに過ごせるかっていう、この視点は本当に大切だというふうに思います。これまでも小人数学級の推進や学校スタンダードなど学校教育の課題について取り上げてきましたけれども、やっぱり子供たちの願いはみんなと同じこ

とをなさい、みんなと同じようになさいって、できない子は学校行けなくなったりしますが、そうしたら別のところに行けばいいよって、そういうことじゃなくて、やっぱり学校の中で自分の気持ちを大切にされて尊重されることではないかというふうに思います。

子供たちが学校でどうしたら楽しく幸せに過ごせるか、そこを出発点にすることが一番大切なことではないかと思ひますし、子供たちが幸せに過ごせる学校は、先ほどの不登校特例校じゃなきゃできないのかっていったら、そうではないと思ひますので、引き続き市とも一緒に考えていきたいというふうに思ひます。この項については以上です。

次に、子育て施策のほうに移ります。

まず、周産期医療の拡充と保護者支援のところですが、御答弁では東京都が周産期母子医療センター、周産期連携病院の整備を進めているとのことでしたが、利便性等も含め市民にとって周産期医療は充足していると考えているのか、その点についての市の御認識を伺ひます。

○健康推進課長（志村明子君） 当市が含まれます北多摩西部保健医療圏域では、国家公務員共済組合連合会の立川病院が周産期母子医療センターとなっており、また当市が構成市となっており公立昭和病院におきましても、周産期母子医療センターが整備されております。隣接市におきまして周産期母子医療センターが2か所整備されておりますことから、市民の方の利便性も含め周産期医療につきましては一定程度、充足が図られているものと認識しております。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

---

午後 2時47分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 先ほど上林議員からいただきました御質疑の答弁におきまして、給食費の徴収事務の流れの中で再払込みという発言をいたしました。現在は、すみません、給食費の引き落としは月末1回のみとなっており再度の引き落としは行ってございません。おわび申し上げますとともに、訂正をさせていただきますと存じます。申し訳ありませんでした。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

周産期医療について御答弁いただきました。我が党としましても、国の責任でNICUなどを増やすことや助産院への公的支援を拡充することなど、さらなる拡充については要望しているんですけど、先般11月30日に行われました全員協議会では、東大和病院と武蔵村山病院との再編統合で小児科外来、産科外来が開設され、御説明では当市の日本一子育てしやすいまちづくりを応援、支援していただけるということでした。

これは、市内に産科が増えるということは市民にとっても大変喜ばしいことだというふうに思ひます。私としても期待をしています。市としても、引き続き市民からの声や、また市内の医療機関からの声を聞き取っていただいて、国や東京都などへの要望も行いながら、さらなる周産期医療の充実に取り組んでいただくよう求めます。

次に、子供の医療費助成のところに移ります。

高校生等の医療費助成について、午前中も準備状況については御答弁ありましたけれども、改めて御答弁を

お願いいたします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 現在高校1、2年生相当に該当する児童のいる方につきましては申請が必要となりますことから、対象と思われる方へ申請書等を12月中に送付する予定でございます。現在中学3年生に相当する、令和5年3月末で年齢到達により義務教育就学児医療費助成が終了する児童につきましては、引き続き高校生等医療費助成事業の対象となるかを確認した上で、医療証を交付してまいりたいと考えております。以上です。

○7番（上林真佐恵君） 周知についてですけれども、漏れなく申請書を、1年生に相当する方については漏れなく申請書を送付していただけるということなんですけれども、申請書自体が分かりづらいということも考えられるかと思えます。保護者と同居しておらず本人に直接申請書が届くケースもあるかと思えますので、申請漏れがないように申請書、封筒をまず開けてもらえるように封筒に分かりやすく明記することですとか、また申請がない場合は勧奨通知を送るなどの対応もしてほしいと思うんですが、その点について御認識を伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 申請書につきましては、申請書を送付する際に事業内容を説明した案内書も同封しますので、そちらに目を通していただくなどして、分かりやすく理解していただけるように努めてまいりたいと考えております。

なお、勧奨通知でございますが、所得制限や他の医療費助成を利用していることも考えられますことから、現在、勧奨通知のほうの予定はしてございません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） いずれにしても、丁寧に対応していただきたいというふうに思います。

所得制限と窓口負担については撤廃してほしいということで、本市としても最大限努力をしてほしいということで、これまでも繰り返し議会でも求めてきましたけれども、こちらについては市も必要性は、これまでの答弁の中から必要性については認識をされているというふうに思います。前議会では、党派を超えて東京都に対する意見書を提出することができましたし、引き続き、この所得制限・窓口負担の撤廃について市としても努力をするとともに、東京都や国に対しても制度化するというところで要望を一緒にしていただくということを改めて求めたいと思います。

この項については以上です。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園についてですけれども、新規募集を再開していると思うんですが、入園した人数やクラスの状況について伺います。

○子ども未来部副参事（岩崎かおり君） 狭山保育園の新規募集につきましては、令和3年11月から再開しております。令和3年11月1日から令和4年12月1日までの新規入園児につきましては、延べ16人でありました。クラス編制につきましては、令和4年4月当初、1から2歳児の混合保育でスタートしましたが、新規入園児が増えてきたことから10月から年齢別保育としております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 入ってくるお子さんが増えて、クラス編制が変わったということだと思います。

それから、この段階的廃園について保護者の方と意見交換の場を行ってきた、開いてきたと思うんですが、そちらの状況についても伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 保護者との意見交換につきましては、保護者の皆様へお伝えする内容が生じたときを考えておりますが、保護者の皆様から開催の要望があったときには、随時対応してまいりたいと考え

ております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 定期的には行われてないということだと思うんですが、保護者の方から要望があった際には丁寧に対応していただきたいというふうに思います。

それから当時から、去年のときからあったことですが、下のお子さんが生まれるということで、その子がゼロ歳で保育園に入れない、狭山保育園に入れないということで、そうすると兄弟で別園になってしまうので、何とか入園させてくれないかというような御要望もあったと思うんですが、これは、やっぱり狭山保育園で保育を受ける権利というのを侵害されている状態ではないかというふうに思うんですが、こうした場合、どのようにその権利を保障するのか伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 児童福祉法では、市町村における保育の実施義務が定められておりますが、保育を受ける権利という文言の明記はないものと認識しております。

市といたしましては、児童福祉法の理念や国の保育所保育指針に基づき、子供の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供していくことが必要であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 確かに、児童福祉法にはその明記はないということですが、しかし子供の権利ということを考えたときに、子供の最善の利益を考慮するということは子供の権利を保障するということですので、そこは書いてないからやらなくていいということではないと思います。子供の権利、保育を受ける権利ということをこれまでも議会の中で私もやってきまして、今回それをまた一からやることはしませんけれども、今ちょっと御答弁聞いて、またやったほうがいいのかなとちょっと思ったんですが、そこはしっかり保障するという立場に立ってやっていただきたいというふうに思います。

前議会でも保護者アンケートについて取り上げたんですが、狭山保育園は保護者からの満足度が非常に高く、特に保育士さんについての信頼が厚いというふうに思います。保護者の方々の中には、ほかのお子さんが転園したりなどして最後の1人になっても狭山保育園で保育を受けたいと、そのようにおっしゃっている方もいらっしゃいました。保護者がこれだけ必要としているのに廃園をされてしまうというのは、本当に納得がいけないということもおっしゃっていました。

こうした保護者の思いを本当に直視していただきたいというふうに思いますし、また市としても、狭山保育園で行われてきたこの質の高い保育に誇りを持っていただいて、維持をしていただきたいというふうに思います。老朽化している園舎は建て替えをして、公立保育園としての役割を果たしていくことを改めて求めまして、この項は終わります。

次に、公的住宅について伺います。

最初に公的住宅の意義、役割についての御認識ですが、住まいは生活の基本であり、憲法25条が保障する生存権の土台とも言えるというふうに思います。住まいは権利であると考えますが、市の御認識を伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 住生活基本法第6条に示されているとおり、住宅は、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であるものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 1996年に開催された国連人間居住会議が採択したイスタンブール宣言とは、どのよう

なものなのかお伺いします。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 国が公表している情報によりますと、途上国で急速に進展する都市化に伴う課題をはじめ、人間居住に関わる課題解決のために開催される国連人間居住会議の第2回会議において採択された、人間居住問題の基本的な指針を示すものであるとされております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） その基本的な指針がどのようなものなのか、それから日本政府の対応についてもお伺いします。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 国が公表している情報においては、人間居住問題の基本的な指針を示すものについての直接的な説明は明らかにされておられません。またその指針に対する日本政府の具体的な対応も同様であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 負担可能な費用で安全で健康的な住宅に住む国民の権利や、住環境改善への住民参加など、国民の適切な住まいに住む権利を定めたものだというふうに思います。日本政府はこれに、イスタンブール宣言にも日本政府は署名をしまして、そういう意味では日本政府も住まいは人権であるということをしつかりと認め、住宅政策を拡充していくということを国際的にも確約をしたということになるというふうに思います。

次に、市営住宅、都営住宅の意義・役割についての御認識ですけれども、市営住宅、都営住宅が建設された背景についてお伺いします。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 市営住宅が建設された昭和30年代や、都営住宅が多く建設された昭和40年代は、住宅難の解消や人口の都市への集中、世帯の細分化等に伴う新規の住宅需要の充足などが課題とされており、その対応の一つとして、公的資金による住宅の建設が求められていたものであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 中でも市営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するために設置をされているもの、そういう御答弁でしたけれども、昭和30年から70年近くにわたって住まいに困窮する市民に対して安い家賃で住居を提供してきた、この意義は大変大きいものだと思うんですけれども、その点についての御認識を伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 市営住宅は、その設置の趣旨に即して管理運営されてきたものであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 意義があったというふうに、市としても御認識されているんじゃないかなと思うんですが、次に、現状と課題についてお伺いします。

まず全国の公的住宅の戸数のこの間の推移を教えてください。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 住宅・土地統計調査の時点及び分類に基づき、平成10年以降の公営住宅並びに都市再生機構住宅及び地方住宅供給公社住宅、それぞれの戸数についてお答えいたします。

平成10年の公営住宅は約208万7,000戸、都市再生機構・公社が供給する住宅は約86万4,000戸、平成15年の公営住宅は約218万3,000戸、都市再生機構・公社が供給する住宅は約93万6,000戸、平成20年の公営住宅は約



208万9,000戸、都市再生機構・公社が供給する住宅は約91万8,000戸、平成25年の公営住宅は約195万9,000戸、都市再生機構・公社が供給する住宅は約85万6,000戸、平成30年の公営住宅は約192万2,000戸、都市再生機構・公社が供給する住宅は約74万7,000戸などとなっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 詳細にありがとうございます。また市内の都営住宅の戸数についても同様に伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 東京都の公表資料によりますと、市内の都営住宅の戸数につきましては、平成9年度末では3,770戸、令和3年度末では3,281戸などとなっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 全国的に、公的住宅も道営住宅も戸数としては減っているということではないかというふうに思います。

次に、都営住宅の応募倍率について、一般募集と単身者向けの募集でそれぞれどのくらいになるのか伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 近年の市内の都営住宅の応募倍率について、年4回の定期募集における世帯向けと単身者向けに分類の上、集計した数値をお答えいたします。

世帯向けにつきましては、令和3年11月募集が約0.5倍、令和4年2月募集が約0.8倍、令和4年5月募集が約1.5倍でありました。単身者向けにつきましては、令和3年11月募集が約5.7倍、令和4年2月募集が約10.6倍、令和4年5月募集が約5.7倍、令和4年8月募集が約20.5倍でありました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） どういう、単身者向けなのかとか世帯向けなのかとか、その時期ですとか、どの団地が空いたかとか、一概にその倍率については、ちょっと私も見たんですけれども言えない、難しいところだと思うんですけれども、やっぱり御相談の中で本当に何年も落ちているけど入れないとか、なかなか本当に入るのに御苦労されているという声がよく届いています。

イスタンブール宣言から27年がたちまして、ここ数年は、特に災害の激甚化や頻発化、またコロナ危機で住まいを失うという方も増えていて、そうした意味で、公的住宅が減っているということですから必要性としてはますます高まっていると考えるんですが、その点についての御認識を伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 令和3年3月に策定された住生活基本計画の全国計画によりますと、人口減少、コロナ禍を契機とした生活様式の変化、人々の価値観の多様化などに対応するため、住宅施策と福祉施策の連携という視点を踏まえつつ、公営住宅のストック改善などにより居住の安定に寄与する取組などが図られていくものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 仕事を失うことが住まいを失うことに直結するという事例も、多く生まれていると思います。どのようにコロナ危機の中で住まいに困窮する人が増えているかということは、住居確保給付金の支給件数からも分かるんじゃないかと思ひましてちょっと調べましたら、コロナ前、2019年度には約4,000件だった住居確保給付金の支給件数が2020年度には約13万5,000件ということで、その後2021年度も4万5,000件、今年に入っても月2,000件以上のペースで支給が決定されているということで、当市でも支給の延べ件数がコロナ前の2019年38件だったものが2020年度329件と、9倍近くになっています。

ちょっと余談ですけども、この住宅確保給付金の特例措置については、このたび恒久化をするというよう

なことが、我が党の田村智子参議院議員事務所にも厚労省が明らかにしたということで、やっぱりこういう国として家賃補助がないということも大きな問題で、公的住宅だけの問題ではないとは思いますが、やっぱりこう、いろんなデータから、住まいに困窮する人が増えてしまっているということに対して、やはり国として、市としても何かやらなくてはいけないと思うわけなんですけれども、日本は、GDPに占める社会保障としての住宅支出割合も、国際比較の中で低いグループに属しているということです。

社会保障として公的住宅の拡充を図っていく必要があるというふうに思うんですが、コロナ禍で市に何ができるかということで、市営住宅の今後の方向性についても伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 令和3年3月に策定した市営住宅のあり方に関する方針において、市営住宅の建て替えは行わないとしてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 建て替えは行わないということですが、市営住宅の役割は終えたというふうに市は考えているのか。それとも形を変えて、市営住宅に代わる何らかの対策で、市として市民の住まいを保障する役割を果たしていくと考えているのか、その点についての御認識を伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 持続可能な行財政運営などを前提として、十分な戸数の市営住宅を整備することが困難である中、住宅セーフティネット施策として十分に機能することを期待できる状況にはないものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先ほど御答弁のあった市営住宅のあり方に関する方針の中では、新たな住宅セーフティネットの導入について検討すること、また居住者に寄り添った福祉サービスや転居支援を検討することというようなことが、今後の展開として書かれていました。具体的には住宅セーフティネット法に基づく登録住宅、また専用住宅について検討していくとあるんですが、それぞれどのような住宅なのか、またどのくらい検討が進んでいるのか伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 登録住宅は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅であります。また専用住宅は、登録住宅のうち住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅として登録された住宅であります。市内の登録住宅につきましては、制度開始以降、戸数が増加傾向にあることを踏まえつつ、それらを増やす取組などについて、引き続き東京都や他の自治体の事例等を調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） まだ具体的な御検討は進んでいないのかなというふうに思ったんですが、不足する公的住宅を補うために、例えば市が民間の賃貸住宅を借り上げるなど、様々な供給方式を活用して市民の住まいを保障する必要があると考えるんですが、その点についての御認識を伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 民間賃貸住宅の借上げによる公営住宅の供給につきましては、建物所有者に支払う借上料と入居者に設定する使用料の差が常に生じること、入居の有無にかかわらず賃料が発生すること、借上期間の満了後の退去等への対応が必要になることなどの課題があるものと認識しております。

住宅確保要配慮者への対応につきましては、先ほど御答弁した登録住宅の増加などの状況を踏まえて、引き続き調査研究していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 様々な課題があるというのは私もそういうふうに思います。

登録住宅、専用住宅は基本的には住宅確保要配慮者の方ということになるので、それはそれでやっていく必要はあると思いますけれども、本当にいろんな方法で市民の住まいを確保していただきたいというふうに思うんですが、家賃補助の話もさっきちらっとしましたけれども、そういうものと両輪でやはり進めていく必要があるのではないかとこのように思います。

いずれにしても、市が長年にわたって建物として市営住宅を維持してきたということは、本当に大きな意義があるというふうに思いますので、何らかの形で引き続き安い、重くない負担で市民の方が困ったときに入れる住まいというのは、ぜひ具体的な検討を進めていただきたいというふうに思います。

この項、③については以上です。

次に、地元割当について伺います。

都営住宅の地元割当について、この間の募集戸数、応募者数、倍率がどうだったのかお伺いします。

○地域振興課長（石川正憲君） 地元割当の募集につきまして、令和3年4月から令和4年11月現在で申しますと、募集戸数及び募集者数につきましては、この間6回の募集を行い合計11戸の割当てがあり、40人程度の方が応募されております。

応募倍率でございますが、世帯向けにつきましては、令和3年5月の募集については3倍、令和3年11月の募集については4倍、令和4年11月の募集については3倍ございました。また単身者向けにつきましては、令和3年5月の募集については4倍、令和3年8月の募集については4倍、令和4年2月の募集については、7倍、令和4年5月の募集については2倍となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

やっぱり一般の応募に比べたら、倍率はそれなりに4倍とか7倍とかございましたけれども、一般の先ほどお伺いした応募倍率に比べると倍率は低いですし、やっぱり市民に有利性がありますので、市民にとって大変助かる制度だというふうに思います。

以前にも、この募集の枠を増やしていただけないかということで御要望したんですけれども、この枠を増やすこと、どうしたらできるのかということも含めて再度お伺いします。

○地域振興課長（石川正憲君） 地元割当の割当戸数につきましては、募集から抽せん、資格審査に至るまで事務が多岐にわたっております。また様々な事情のある方の応募があるため、資格審査においては、書類の準備や記入方法など、資格審査対象者の実情に合わせ助言や支援を行いながら実施しているところでございます。そのため募集から都への提出までの期間を考慮し、全体的な事務を鑑みた上で東京都へ割当戸数を要望しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今の御答弁だと、地元割当の場合は市のほうでそうした様々な事務負担があるということだと思うんですが、そのあたりをもう少し教えてください。

○地域振興課長（石川正憲君） 地元割当と、それ以外の都営住宅の募集において市が関わる事務の違いについての御質問でございますが、地元割当以外の都営住宅の募集につきましては、市の公式ホームページや募集案内を公共施設等に設置、配布するといった、募集に関する周知のみを市が行っております。申込受付から入居手続まで、こちらのほうは東京都が実施しております。

一方、地元割当につきましては、市長答弁の繰り返しにはなってしまいますが、募集、申込受付、抽せん、資格審査までを市が行い、その後、東京都で入居手続きをしていただくといった違いがございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そうしますと、そうした事務負担なども考えながら、市として東京都に、これだけの枠ということで調整しながら要望していただいているのかなというふうに思うんですけども、そこは人が増えれば増やせるということなのか、そのあたりちょっと確認をさせてください。

○地域振興課長（石川正憲君） 人が増えれば母数が増やせるかというところでございますが、いろいろな市の状況等々考えまして、我々のほうの事務が多岐にわたることから、そういったことも勘案しながら、全体のバランスを取りながら東京都のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 当然、募集をしてもそれが全部かなうということではないと思いますので、その辺のバランスというのは難しいと思うんですけども、人を増やしていただくことで、もし募集の枠が増やせるならぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、この地元割当についての市民への周知はどのように行っているのか伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 市民への周知につきましては、割当てがあった場合につきましては、地域振興課の窓口及び各市民センターに募集案内を設置するほか、東京都の住宅供給公社のホームページや市報、また市公式ホームページ、各種SNSを活用し周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も気をつけて見ているとお知らせが来ると思うんですけども、長年この都営住宅の応募をしてたけれども、この地元割当の制度を知らなかったという方も実はいらっしゃいました。引き続き周知の徹底を図っていただきたいというふうに思います。

先ほどもちょっと申し上げたんですが、平成30年6月に党市議団で東京都には、この地元割当の枠を増やしてほしいということで要望を行っています。その際に東京都からは、地元自治体が要望すれば増やすことは可能ですということでした。前回も要望してますけれども、事務量との関係、課題があるということですけども、地元割当は本当に市民にとっては大変有利な制度だというふうに思いますので、少しでも枠を増やせるように課題解決に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは最後、向原団地地区地区計画のところに行きたいと思えます。

都立北多摩地区特別支援学校の建設に対する交通安全対策等についてですが、この建設については市民に対する情報提供が、まずどのように行われているのかをお伺いします。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 施設計画等に関する市民の皆様への情報提供の主なものとして、建築主である東京都教育庁等により、近隣にお住まいの皆様を対象とした工事計画説明会が、令和4年8月30日に開催されております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 説明会以外では、どのような形で情報提供があるのかも確認をさせてください。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 建築主である東京都教育庁等が公にしているものはございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） あんまり、そうすると広い方に情報が行ってないんですかね。ぜひこの辺は広く情報

提供あったほうがいいと思いますので、市からも要望していただきたいんですが、説明会等では市民の方からどのような声があったのか伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東京都教育庁等が開催した工事計画説明会では、車両の通行ルートや日陰についての要望や質問などがあったと聞いております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 特別支援学校ができることについては歓迎は、皆さんおおむね歓迎されているのかなとは思いますが、例えばスクールバスが何台か朝と帰りに出入りをするということで、今通行ルートというお話ありましたけれども、学校のどこの辺を出入りするのかとか、そうしたことについてはどのように交通安全を、地域のお住まいの方々やお子さん、あそこ通学路もありますので、どのように交通安全対策を図っていくのかということで、地域住民の方からも様々要望があったというふうに思います。

市として、こうした市民の声にどのように対応していくのか伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 交通安全対策等を含めた施設計画等につきましては、建築主である東京都教育庁等が検討していくものであると認識しております。市としましては、東大和市まちづくり条例に基づき、建築主である東京都教育庁等が工事着手までに市と行うこととなる協議等におきまして、関係法令等の趣旨を踏まえ、今後事業の進捗状況に合わせて適切に協議をしていくこととなります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろんやるのは東京都だというふうには思うんですけども、別の地区計画の変更の説明会なども参加すると、その中でも特別支援学校の、直接は課が違うんですけども、そういうところでも交通安全対策をしっかりとしてほしいというような声が、住民の方から聞かれていました。東京都がやることですが、ぜひ市としても交通安全については特に積極的に関わっていただいて、東京都ともしっかりと協議をしていただきたいと思うんですが、その点についても一度御答弁をお願いいたします。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 今後、関係法令等の趣旨を踏まえまして、工事着手までに行うという協議の中で、事業の進捗に合わせて適切に協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ住民の皆さんからしっかりと声を聞き取っていただいて、よろしく願いいたします。

続きまして、②の創出用地の活用についてお伺いをします。

昨日も、昨日じゃないかな、この議会の中でもこの向原団地地区の創出用地について他の議員が質問してまして、そのやり取りなんか聞いていたんですけども、現状まだほとんど具体的な計画は未定なんじゃないかなというふうに思ったんですが、こちらについても再度、現状について御答弁をお願いいたします。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 創出用地地区Bにつきましては、令和4年9月に策定いたしました向原団地地区のまちづくりの方向性におきまして、東京都との協議等を踏まえ、将来の社会、地域のニーズを踏まえた活用を検討することとしており、現時点におきましては具体的な計画は未定であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 未定だということで理解はしているんですが、ぜひ市民の方々からの声を市としても積極的に聞いていただいて、要望を反映した活用してほしいと思うんですが、どのように市民の皆さんからの声を吸い上げていって、また市としてどのように東京都と協議を進めていくのか伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 地域の皆様の御意見につきましては、創出用地地区Bにおける将来的なまちづくりの検討状況を捉え、まちづくりの方向性を見直す際に、関係法令等の趣旨を鑑み、地域の皆様の御意見を伺いながら検討を進めていくものと考えております。地域の皆様から御意見を伺う方法や東京都との協議の進め方につきましては、地権者である東京都との協議などを行いながら、具体的な手法やプロセスにつきまして今後検討をまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この間の地区計画案の説明会等でも、やはり市民の方から、この創出用地Bの活用については質問があったというふうに記憶をしています。他の議員の質問の中でも、これまで出た要望として避難空間や商業地域、スポーツ施設、屋内プール、文化施設、空き地として活用など、長年空き地なので、市民の皆様もやっぱりいろいろ希望が出ているということだというふうに思います。

党市議団としても同僚議員が毎回取り上げていて、特養ホームやスポーツ施設等、市民の皆さんの御要望に沿った活用ができるよう、東京都に対して積極的に働きかけることを繰り返し求めています。本当に長年にわたって空き地になっているところで活用されていない土地ですので、市民の皆さんからも幅広く意見を聞く機会を設けていただいて、早期に活用が具体化することを市からも要望していただくことを求めます。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

---

午後 3時27分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 尾 崎 利 一 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、コロナ危機、ウクライナ危機、物価高騰から市民の命と健康、暮らしと雇用、営業を守る取組について。コロナ第8波が襲い、市民の命と健康が危険にさらされています。市民の収入は減少し、物価は高騰しています。物価高倒産が10月に41件と、4か月連続で過去最高を更新しました。コロナ融資の返済も本格化するとされています。以下、伺います。

①市民の命と暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、現状に対する認識を伺います。

②市民の命と健康を守る施策について伺います。

③暮らしと雇用、営業を守る取組について伺います。

2、市長認定障害者控除について。

障害者手帳等を持っていなくても市長認定の障害者控除・特別障害者控除を受けることで、ケースに応じて住民税非課税措置を受けられたり、所得税・住民税ともに26万円から40万円の所得控除を受けられたり、扶養する親族が同様の所得控除を受けられたりするなど、大きな負担軽減になることが、令和4年第3回定例会の

一般質問を通じて分かりました。市も担税力に見合った公平な税負担が図られ、負担軽減の効果が生じるといふ意義があると認識を示しました。

障害者控除の市長認定者数178人に対して、市内の要介護・要支援認定者4,272人の78%程度、3,300人以上が市長認定障害者控除に該当する可能性があることを示して制度の周知等の改善を求めたところ、介護事業者に改めて周知することをお約束いただき、周知や個別通知の内容の改善についても言及されました。確定申告が目前に迫っていますので、その後の状況を伺います。

3、市民サービスの廃止・縮小の撤回・再検討について。

2021年3月に富士通総研から提出された東大和市業務分析等支援業務報告書に基づいて、東大和市は、99の市民サービスの廃止・縮小を決め、うち90事業は2022年度当初に廃止・縮小されました。2021年度にも12事業が廃止されています。

市民生活が厳しさを増す中で、福祉の切捨てや負担増を進めるべきではありません。以下、伺います。

- ①住宅・店舗リフォーム補助事業が2021年度末で廃止されましたが、復活すべきです。いかがですか。
- ②市民農園の廃止について伺います。
- ③地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定について伺います。
- ④2021年度と2022年度に廃止・縮小した111の市民サービスについて、見直しの状況を伺います。

4、九小の廃校と七小への統合をはじめとした小・中学校統廃合の計画と教育環境の整備、子どもの最善の利益を図ることについて。

- ①市内児童・生徒の教育環境について、認識と課題を伺います。
- ②九小の廃校と七小への統合をはじめとした小・中学校統廃合の計画と教育環境の向上について伺います。
- ③公共施設2割削減先にありきで、真っ先に子どもたちに矛先を向ける小・中学校統廃合の計画は撤回し、教育環境の整備を進め、子どもの最善の利益を図るべきと考えますが、市の考えを伺います。

5、マイナンバーカードについて。

- ①マイナンバーカードそのものと、その普及について、必要性や問題点について認識を伺います。

6、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、新型コロナウイルス感染症や経済情勢の変化等による市民への影響についてありますが、新型コロナウイルス感染症につきましても、依然として新たなウイルス株へ変異を繰り返しておりますことから、市民の皆様の命や健康に大きな影響を与える感染症であると認識しております。

また、経済情勢の変化等につきましても、引き続き、原油価格や物価の高騰により家計や事業者への影響が続いているものと考えております。

次に、市民の命と健康を守る施策についてであります。市におきましても、感染の拡大防止を図るため、基本的な感染防止策の徹底を継続して実施することが重要であると考えております。新型コロナウイルスのワ

クチン接種につきましては、東大和市医師会及び関係機関の御協力をいただき、国の要請に基づきオミクロン株へ対応したワクチン接種を推進しております。

また、自宅療養者及び同居する濃厚接触者などのうち、希望する方に食料品等を配送する支援を継続して行っております。

今後におきましても、市民の皆様の命と健康を守るため、引き続き、感染防止対策等に取り組んでまいります。

次に、暮らしと雇用、営業を守る取組についてであります。これまで国や東京都からの財源を活用しまして、キャッシュレス決済による消費活性化事業や、中小企業者等の下支えとなる応援金事業などを実施してまいりました。

最近の取組といたしましては、8月から9月にかけての中小企業者等燃料費支援金支給事業、また9月にはキャッシュレス決済による消費活性化事業に取り組んだところであります。

今後につきましては、キャッシュレス決済による消費活性化事業の令和5年2月の実施に向けて準備を進めてまいります。

次に、市長認定障害者控除の制度の周知等についてであります。市公式ホームページにおきまして、障害者控除対象者認定の目安及び対象となった場合の所得控除額を新たに追加し、対象となる方の身体等の状況や具体的な控除額が分かる内容に改善をいたしました。

また、申請様式につきましては、1枚の申請書で複数年分を請求できる様式に改めております。なお、介護事業者に対しましては、今後の税申告の時期に周知を図る予定であります。

次に、住宅・店舗リフォーム補助事業の廃止についてであります。本事業は、市内建設事業者の不況対策事業、またその後のリーマンショックによる対策等を図る事業として平成16年度に開始されたものであります。

今回の事務事業の見直しにおいて、本事業の役割を終えていると判断し、令和3年度をもって廃止したものであります。そのため、本事業の再開につきましては現在予定しておりません。

次に、市民農園の廃止についてであります。市の農業振興策につきましては、事務事業の見直しにより、農業従事者を対象とした直接的支援の充実と市民による援農など、多様な担い手の確保に重点を置くこととし、賃貸借契約期間満了となる令和7年2月28日をもって奈良橋市民農園を廃止することと決定いたしました。

なお、奈良橋市民農園用地所有者の御事情により、土地の返還についての申出がありましたことから、原状回復する整備期間を考慮しまして、奈良橋市民農園の利用期間を令和5年12月31日に終了するものであります。

次に、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定についてであります。市では地球温暖化対策を喫緊の課題と捉え、令和6年度中の策定に向けた準備を進めていきたいと考えております。

次に、事務事業の廃止・縮小についてであります。市民の皆様が将来にわたって健康で生き生きと暮らせるためには、市の行財政基盤を安定的に維持し、持続可能な市政運営を実現することが必須であると考え、事務事業の見直しに取り組んでまいりました。

令和4年度につきましては、令和3年度に廃止・縮小を決定した事務事業の検証を行い、その上でさらなる取組の推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒の教育環境の整備についてであります。今後も引き続き、ICT環境の整備や学校施設の老朽化等に対応しながら、児童・生徒にとって快適でよりよい教育環境を確保していくことが重要であります。



その教育環境を確保するために必要な学校施設の老朽化対策は、膨大な更新費用となることから、生徒数の変化に応じて、財源面も考慮しながら計画的な進捗を図ることが必須であり、そうすることが将来にわたり子供たち全体の最善の利益につながるものと考えております。

次に、マイナンバーカードとその普及について、必要性や問題点についてであります。マイナンバーカードは、コンビニでの証明書申請手続やオンラインでの各種行政手続等を電子申請で行うに際して厳格な本人確認を行うために必要であります。その利便性が十分周知されていないことが課題となっております。このため、今後もマイナンバーカードの利便性を周知しながら、普及を図ってまいります。

次に、国有地、都営地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘二丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘三丁目の国有地につきましては、利用計画を策定することが求められております。検討中であり、結論に至っておりません。

都営地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について東京都と協議を進めているところであります。このうち、運動広場につきましては、東京都が実施設計を行っているところであり、市は、運動広場に附属する管理棟の設計を進めているところであります。

都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであります。市では、東京都の動きに合わせ、向原団地地区地区計画（案）を作成し、令和4年11月に説明会を開催したところであります。

市有地についてであります。第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設・集約するための検討をしているところであります。第二学校給食センター跡地につきましては、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等の整備に向けて、運営事業者において事務が進められております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

まず、コロナ危機、ウクライナ危機、ここのところから再質問、伺います。

市の新規感染者数と療養状況は、9月26日以降発表されていません。65歳以上、それから入院を要する妊婦、重症化リスクがあり投薬や酸素投与を要するの4類型のほかは届出対象外となったためです。4類型と自ら届け出た方については、市内の新規感染者数は分かるのでしょうか。自宅療養者の住所、氏名について、市は把握しているのでしょうか。分かるのであれば、直近での新規発生者数と療養状況、入院、宿泊療養者、自宅療養者、これを伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルスでの陽性者となられた4類型に当たる方及び御自分で陽性であったことを検査をし、また登録をした方の情報、また自宅療養者となられた方であって住所、氏名、こちらについては、市のほうでは把握はまずさせていただいております。

新規発生者数、こちらにつきまして、また療養者の状況という形にございますが、12月1日の東京都からの情報提供がありました11月30日の情報で御説明させていただきます。

入院中の方につきましては51名、宿泊療養をされている方はお一人、自宅療養されている方は58人となっております。

また、陽性者のうち4類型で御登録いただいている方につきましては15人、陽性者登録センターへ御自分で登録された方が25人という状況となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。自宅療養者の方の住所、氏名が、もちろん一部になってしまうわけですが、把握できているっていうのは大切だと思います。

次に、ワクチン接種についてですけれども、電話が通じないとのことでインターネットで予約をしてあげたという方がいらっしゃったんですけども、インターネットでは予約すぐできるんですけども電話ではなかなか通じないというお話だったんです。今現在、何人からの電話を同時に受けられる体制になっているのでしょうか。もし不十分であれば、体制の強化の必要性について市の認識を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） まずは、新型コロナウイルスワクチンの接種間隔につきまして、こちら5か月から3か月に短縮されたということもありまして、2か月分の方が今一気に発送という形の接種券の発送を行ったという形がございました。

また、電話対応の人数につきましては、9月30日までは、チームを含めまして10名体制、10月1日以降に関しましては11名体制という形で増強のほうはさせていただいたところでございます。

また、10月31日から11月7日までが、多くて約500件という形での電話があったというところでございます。

12月1日時点、今現状でございますが、11人体制につきましてはそのまま継続をさせていただいております。電話が繋がらない状況というのは今の現状では改善はされているという状況、また、今後におきましても、その場その場の状況に応じた中での受託事業者との調整をしてみたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ワクチン接種だけではないんですけども、インターネットが使える方は何とかいろいろアクセスできるんですけども、それができない方、なかなかいろいろなところにつながらないという状況が、このワクチン接種や発熱外来等も含めてたくさん生じていますので、ぜひこういう方々配慮していただきたいと思えます。

それから、コロナとインフルエンザの同時流行が懸念されていて、一日、国では75万人ぐらいになるんじゃないか、最大ですね、ということですが、都や市について、この推計としてはどのようなことになるのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 国の推計につきましては、今議員がおっしゃったとおり、75万人という方が、それはもう報道で発表されているところでございます。

ただ、東京都におきましては、発熱患者数の推計ということは、市のほうにはまだ今のところは情報提供はございません。また、市におきましても、発熱患者の推計については行っていないというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いずれにしても、いざ発熱したときどうなるんだろうかっていうのがやっぱり依然として大きな不安となっております。現在、これどのような仕組みになっているのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） まず、医療提供体制の構築をしております東京都におきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとの同時流行を想定しまして、重症化リスクの高

い方の医療をつなげられるような形での体制整備のほうは策定をさせていただいてございます。

発熱外来等を受診の可能性のある方を最大8万7,000人と想定をし、診療可能人数につきましては12万7,000人を現状確保するものとしてございます。

また、発熱相談センターにおいては、登録見込数を最大4万1,000人、また登録可能人数についても4万1,000人としてございます。そのほか、発熱相談センターでは、電話を受ける回線数ですね、そちらのほう700回線から1,000回線のほうに増強するというのも東京都から伺ってございます。

都では、感染レベルに応じた形での対策を講じていくという形で聞いております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私今64歳で、自分が発熱したらどうなんだろうっていうのあるわけですけど、今65歳以上の方と妊婦、基礎疾患のある方、小学生以下、これは発熱外来で発熱したら検査を受けてくださいということで、それ以外の方は抗原定性キットで自分で検査するという仕組みになっているようです。この抗原検査キットについて、入手方法や費用負担、どうなってるのか。

また、これは政府のアドバイザーボードだったか何かで、発熱外来で3,800万回分の同時検査キットの確保が必要だと。それから、自己検査用の抗原定性検査キット、2億4,000万回分の確保が必要だというふうにされてるんですね。それで、自分で買えといっても、幾らなのか、実際に入手できるのか、何人かの方に聞きましたが、買ったっていう方もいなかったの、ちょっと状況について伺いたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 抗原定性検査キットの入手につきましては、東京都では、発熱症状のある方、また新型コロナウイルスへの濃厚接触者となられた方が、今後の発症に備えまして抗原定性検査キットを東京都に申請をする形で無料で入手するという形が今の現状でございます。それ以外の方につきましては、有料で御自分で購入する形には、今議員がおっしゃったとおり、なるという形でございます。

次に、保有個数という形でございますが、都では、今11月30日現在におきまして確保しております抗原定性検査キットにつきましては350万キットと聞いてございます。また、インフルエンザとの同時流行を見据えまして同時検査キットを30万キット確保済みとしてございます。この検査キットにつきましては、さらに今後30万キット増強していくということも聞いてございます。

市におきましては、これらの検査に係る東京都の事業につきまして、市公式ホームページにおいて掲載に努めまして、市民の皆様へ適切に情報を提供してまいりたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今言った、どういう人は発熱したときに発熱外来、お医者さんに診てもらえるのか、どういう人は診てもらえないのかっていうことも含めて、市のホームページも見ました。出てはいるんですけども、これもう少し大きく扱って、市民の皆さんの最大の不安なので、よく分かるように周知していただきたいと思います。これは要望です。

それから、65歳以上と小学生以下と妊婦と基礎疾患のある人は診てもらえるということになってるんですけども、実際にこれ診てもらえるのか、診てもらえているのか、現状について伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルス感染症、こちら今第8波に差しかかっているとされておりまして。検査体制を東京都では拡充する計画となっております。

この拡充する医療提供体制につきましては、重症化リスクの高い方、こちらの方々を診療できる体制の構築

について増強していくものと考えてございます。また、今の現状におきましても、診療ができていだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) ぱっと広がったときに本当に診てもらえるのかっていうこと、今でも大分人数は増えてるっていうことになってるわけです。

それで、コロナに対応する医療機関への補助金である病床確保料の支給要件の厳格化、これが10月から始まっています。全国知事会では、コロナ患者用の病床の減少につながりかねないとして見直しを求めています、市の見解を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 新型コロナウイルス感染症へ感染された方が病床の心配をせずに安心して入院できるよう、病床の確保は必要だという形で考えてはございます。その病床の確保に関しましては、国において適切に対応していただけるものという認識でございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 政府は、コロナ危機下の2年間で5,000の病床を削減しました。コロナ危機から本当に学ぶのであれば、医療や保健所体制の拡充、検査体制の拡充こそ求められているというふうに考えます。今答弁では、国において適切に対応すると考えているということでしたけども、こういう国の政策の転換ぜひ必要だというふうに考えています。

それから、自宅療養者への食料品等支援事業の実績の資料頂きました。7月は総計で1,959個、8月は2,347個ですが、9月26日から全数届出ですかね、これしなくなっからは、9月921個、10月294個、11月20日まで400個となっています。7月、8月は、パルスオキシメーターも大変多くお届けしたということです。把握されていない方も含めて、自宅療養者の方々の状況、どのように見られているのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 新型コロナウイルス感染症の第7波の影響から、7月以降、感染される方が増えました。最大で1日当たり155個というのが、7月に食料支援をさせていただいてございます。9月に入りまして、徐々に感染される方が減りました。また、11月に入りますと、今度逆に徐々にですが感染者が増えている状況となっております。

自宅療養者となられた方などに対しましては、引き続き、丁寧な対応を心がけ、食料品等の支援については実際努めさせていただき、また実施させていただきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 自宅療養者についても、ほんの一部しか市は把握できない状況になってしまってるわけですが、十全な対応をお願いしたいと思います。

国において、病床削減も含めて、無策どころか逆行する施策が進められているという中で、市民の命を守るために自宅療養者支援センターを市として設置すること、発熱外来の拡充のために発熱外来支援金制度を創設する、この点、改めて求めたいと思います。

次に、③のところですが、御答弁にありませんでしたけれども、10月末に臨時議会を招集していただいて、物価高騰対策で子育て応援給付金、これを具体化していただいたということは高く評価したいと思います。

それで、市内でコロナ融資を受けている事業者数について伺います。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 市内のコロナ融資事業者につきましては、事業者数の件数は把握しておりませ

んが、事業者がコロナ融資を受けるために平成31年4月から令和4年11月30日まで、市が発行したセーフティネット認定件数については合計で1,148件でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） かなりの方々が市内でこの融資受けてるということだと思います。これは、昨年4月の時点では、コロナ関連融資、重複を除いて647の事業所が、今言われた証明を市から取られたということを伺っています。

ゼロゼロ融資の残高は、3月末で42兆円に達しています。10月に行われた東京商工リサーチの調査では、債務がコロナ後に過剰となったと回答した中小企業は19.4%、コロナ前から過剰感があるの11.3%と合わせて合計30.8%が過剰債務だと回答しています。中小企業応援金の対象を拡大し、実施するなどの対策が求められると考えますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） これまで、市内事業者の皆様への支援として、繰り返し行っているキャッシュレス決済による消費活性化事業や応援金事業、中小企業者等燃料費支援金などを実施してまいりました。

消費活性化事業につきましては、来年の2月に予定しておりますが、商工会が市内事業者の方の御意見を聞いた中で、商売が低調で売上が下がると言われる時期として2月に調整をされたものです。

今後につきましては、それぞれの支援を見極め、国や東京都の財源の動向を踏まえた中で支援策については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしく申し上げます。

それから、10月7日に総務省から、インボイスを発行できない免税事業者を、自治体の入札から排除するのは適当でないという通知が発出されていますが、当市の対応を伺います。

○契約検査課長（長瀬正人君） インボイス制度に関する入札参加資格についてであります。総務省通知によりますと、適格請求書発行事業者であることを競争入札に参加する者に必要な要件とするような資格を定めることは適当ではないとしておりますので、当該通知の趣旨を十分に理解し、適切に対応していく必要があると考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。こういう状況の中で、もう多くの事業者がこのインボイスで苦しめられてるという状況ですので、市として適切に対応していただきたいと思います。

日本共産党は、時給1,500円以上への最低賃金の引上げなどの賃上げと年金の引上げ、消費税の緊急減税などを求めています。市政では、コロナ危機下にもかかわらず強行した国保税、介護保険料の引上げの中止と引下げ、市民サービスの切捨てや公民館等の有料化に反対し、家庭ごみ袋の2割値下げ、ちょこバス運賃引下げ、補聴器購入補助などを求めます。いかがでしょうか。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 私からは、国保税、介護保険料などについてお答え申し上げます。

国民健康保険税につきましては、国民皆保険の下支えをする制度として安定的な運営を図るために、国保財政健全化計画ののっとりした保険税率の見直しは必要なものと考えてございます。

また、介護保険料の改定につきましても、介護保険事業計画に基づきます安定的な事業運営に必要なものと考えてございます。

そして、補聴器購入補助、高齢者の加齢性難聴に対する補聴器補助制度というふうになるかと思えますけれ

ども、補聴器は非常に精密な医療機器でありますことから、やはり補助制度としますと、財政的負担が非常に大きい。そして、その使用に際する調整に複数回の医師の診断が必要となるなど、そしてその結果、使用されなくなることもあるというふうに聞いておりますので、現状では補助の実施の予定はございません。

私からは以上です。

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、残りの部分、私のほうからお答えいたします。

市民サービスについてであります。市民の皆様が将来にわたって健康で生き生きと暮らすためには、市の行財政運営を安定的に維持し、持続可能な市政運営を実現することが必須であり、次世代へ課題を先送りせず、将来の負担を増やさないためにも、事務事業の見直しによる廃止・縮小などに取り組み、限られた財源や人的資源の有効活用を図っていくことが必要であると考えてございます。

続いて、受益者負担の観点から、3点まとめて答弁させていただきます。

最初に、公民館等の使用料につきましては、公共施設を維持・管理していくため、修繕費とその費用の一部について施設利用者に受益の範囲内で応分の負担を求める必要があるものと考えてございます。

次に、家庭廃棄物処理手数料につきましては、他の清掃手数料と同様、廃棄物処理に係る経費に充てておりまして、事業経費を踏まえた検討を行っておりますことから、引下げにつきましては困難な状況でございます。

次に、ちょこバスの運賃につきましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインにおいて、民間路線バスの初乗り運賃に準拠することとなっておりますので、現時点では運賃の引下げについては検討しておりません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 一つ一つ、御丁寧に御答弁いただきありがとうございます。一つ一つ、丁寧に反論したいところですが、ちょっと今時間がありませんので、要求しておきます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 2分 休憩

---

午後 4時11分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 次に、2番の市長認定障害者控除について再質問を行います。

様々な改善をしていただいたということで、ありがとうございます。

要介護・要支援認定者への通知の中ではどのように改善していただけるのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 要介護・要支援者の通知の内容についてであります。手続方法を中心とした内容を掲載しており、現時点におきましては、分かりづらさなどの御意見をいただいておりますので、変更の予定はございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど御答弁いただいた、これはホームページですかね、認定の目安っていうのを書いていただけということで、屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしには外出しないということですが、これの前は障害に準ずる方みたいな表現だったと思うんで、そこから見ると改善されてると思います。ただ、この記述では該当するのに自分は該当しないと受け止める方もまだ多数出るのではないかと思います。

東大和市とおおむね同等の認定基準と過去に答弁いただいた上越市では、申請しなくても基準に該当する方に障害者控除証明を送付していますが、その資料によれば、要支援1の40%が認定され、要介護1では91.8%が認定されています。岐阜市では、要介護1から3は障害者控除、4と5は特別障害者控除としています。要介護・要支援認定者の80%程度が障害者控除、もしくは特別障害者控除に該当する可能性があるということから考えると、表現さらに工夫していただく、改善していただくよう求めますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 認定の目安についての表現であります、屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしには外出しないという目安は、認定調査や主治医意見書における高齢者の日常生活自立度の判定基準となっております。このことから、身体状況の目安として適切な表現であると認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 実際には要介護認定のときの資料で、何点から何点が障害者控除、何点から何点が特別障害者控除というふうに分類されるようになっていて、必ずしもこの短い文章だけではその全ては言い尽くされないというふうに私は思っています。

先ほど言いましたように、要介護・要支援認定者の80%程度が該当する可能性があるということからも、何ていいますかね、かなりの人が自分が該当するんだと思えるような、そういう表記への工夫をお願いしたいと思います。

次に、3番の市民サービスの廃止・縮小の撤回・再検討について伺います。

住宅・店舗リフォーム補助、①ですけれども、リーマンショック対策として始まったので役割は終えているという御答弁でした。しかし、市は今回のコロナ危機について、リーマンショック級の影響があるという考えを示していたと思います。しかも、その後、ウクライナ危機と異常円安による物価の高騰、コロナ融資の過剰債務化による経営破綻が危惧される中で、これを廃止するというのは全く現状見ていないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 住宅・店舗リフォーム補助につきましては、市内建設事業者の不況対策事業、またその後のリーマンショックによる対策等を図るため、市内建設事業者により、住宅または店舗のリフォームをした者に対し補助を行ってきたものでございます。

本事業の開始以降、市内新築・増築件数は落ち込みが見られたものの、その後は平均的な推移をしているものと認識しております。全国的に見ても、リーマンショックの影響等による建設等による建設業の落ち込みは解消されていると捉えておりますことから、当時の不況対策事業としての役割を終えていると判断したこと、また、他市における同制度の取組につきましても終了しており、現在当市のほか1市であったことなどを鑑み、事務事業の見直しにおいて廃止をしたものでございます。

コロナ禍や物価高騰などの現状におきましては、国や都が実施している中小企業向けを対象とした融資事業等の紹介をするとともに、市では応援金事業、中小企業者等燃料費補助や消費活性化事業など、中小建設事業者も対象となる事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 住宅・店舗リフォーム補助の2017年度から2021年度における各年度の決算額と影響額をそれぞれ伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 住宅・店舗リフォーム補助の年度ごとの決算額、影響額についてでございますが、2017——平成29年度、件数123、補助金額719万6,000円、工事費総額1億6,169万491円。2018——平成30

年度、件数123、補助金額686万円、工事費総額1億6,036万7,510円。2019——平成31年度、件数121、補助金額708万8,000円、工事費総額1億7,082万3,369円。2020——令和2年度、件数122、補助金額714万円、工事費総額1億6,323万5,170円。2021——令和3年度、件数120、補助金額720万9,000円、工事費総額1億5,907万6,746円。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 中小事業者の苦境は深まっていますし、実態的にも、今御答弁いただいたように、機能して活用されている事業を廃止するというのは、苦境にあえぐ中で中小建設事業者を切り捨てるということになるのではないかと。

産業振興基本計画では、工業の振興のところで補助の充実とされていますが、令和3年度決算では、商工振興対策事業費1,420万円のうち720万円が住宅・店舗リフォーム補助事業です。廃止によって商工振興対策事業費は2分の1以下になってしまうこととなります。これは、産業振興基本計画でいう補助の充実になるのでしょうか。これは切捨てということではないのでしょうか。伺います。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 計画における補助の充実についてでございますが、工業の振興として、商工会活動への補助の充実を図るとし、商工会の行う様々な活動への補助の充実により市内における工業振興の活性を促進するとしております。

住宅・店舗リフォーム補助は、市が直接実施していたものであることから、商工会への補助の中には含まれておりません。商工振興対策事業費のほか、商工会補助事業費、融資事業費、新型コロナウイルス感染症対策事業費を合わせた商工振興費として必要な予算を計上していると認識しております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 産業振興基本計画では、この補助の充実の中にこの商工振興対策費も列記されています。それから、産業振興基本計画では、地域建設事業者によるよりよい住環境づくりに向けての安全・安心の住まいづくりの支援とされています。この点でも住宅・店舗リフォーム補助制度は有意義なものではないかと。さらに、住宅やビルの断熱化、省エネ化や太陽光発電設置なども併せて、この制度を充実させていくことこそ求められているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 住宅・店舗リフォーム補助事業は、不況対策による建設事業費の支援を目的として開始した事業であり、安心して暮らせるまちづくりと関連して計画を位置づけられているものではありません。計画では、安心して暮らせるまちづくりとして、耐震や介護保険での住宅改修について述べております。

現在は、市民が住宅・店舗の増改築及び修繕等工事を行う場合、市内の建設業者を希望する方に対しては、協定団体をあっせんすることにより、市内の事業者を利用していただいております。こちらにつきましては、引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 今のお話は、インセンティブはないわけですね、紹介するというだけで。これは結局、なくすということを前提なので、何を言ってもそういう結論になるということだと思っておりますが、私は、今まで述べてきた幾つかの論点に基づいて、住宅・店舗リフォーム補助制度を復活するよう求めておきます。

次に、②の市民農園のところですが、市民農園用地所有者から土地の早期返還について申出があったというふうに答弁されましたが、市から市民農園廃止の方針を伝えた後のことだろうと私、受け止めてるんですが、奈良橋市民農園の廃止は、市の廃止方針から始まったのであって、所有者の返還要求から始まったので



はないというふうに理解してますけども、いかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 事務事業の見直しにより、賃貸借契約期間満了となる令和7年2月28日をもって奈良橋市民農園を廃止することと決定いたしました。

なお、奈良橋市民農園用地所有者の御事情により、1年前倒しとなる令和6年2月29日をもって契約解除のお申出があったものでございます。このことにより、原状回復をする整備期間を考慮しまして、奈良橋市民農園の利用期間を令和5年12月31日に終了するものであります。

所有者からの返還の申出につきましては、市の事務事業の見直しとは関係なく、あくまでも所有者側の御事情による返還の申出と理解しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今のお話で、市民農園廃止の方針を伝えた後に、どうせやめるんだったら早く返してくれという話だったんだろうと思います。

それで、産業振興基本計画では、農業とのふれあいの場づくりっていうところがあるんですが、体験型農園や市民農園の拡大とされ、農地の保全と活用のところでは、市民農園、学校農園などによる利用とあります。令和9年度までを計画期間とする農業振興計画では、農地の保全のところ、平成20年度、244区画だった市民農園が平成28年度には195区画に減少したとし、保全のため、市民農園等としての利用を促進する必要があるとしています。

奈良橋市民農園を廃止した場合、市内の市民農園は何区画になるのか伺います。

また、同振興計画の農にふれあう機会の拡充のところでは、市民農園の適正な維持管理の推進とあって、事業主体は行政が主な事業主体で、市民が副事業主体とされています。農業振興計画の見直しも行わないまま、必要な施策として位置づけられている市民農園を廃止するというのはあまりに乱暴ではないか、伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 第3次農業振興計画では、農業振興施策を推進するための農地の保全の一つの施策として、市民農園による農地の活用、農業にふれあう機会の充実の一つの施策として、体験農園・市民農園の充実を掲げております。

平成30年9月から、農地所有者が所有する相続税納税猶予制度適用農地である生産緑地を市民農園に開設しやすくなるよう、制度改正が行われました。産業振興基本計画の農業にふれあう機会の拡充のところでは、4か所ある市民農園の適切な維持管理が期待されております。

これまで都合で3か所が廃止となっております。残る1か所につきましては、費用対効果を考慮しながら適切に維持管理してまいります。こちらの残り1か所の区画数は59区画になります。

なお、農業振興計画では、計画策定当時の4か所の市民農園の維持管理について記載しておりますが、市民農園の維持管理、それぞれが主体となって維持管理をしていただくこととなります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、平成20年度、244区画が、28年度、195区画、これが奈良橋が廃止されると59区画になるということですか。

それで、市内で行政以外が関わる市民農園、これは増えているということなんでしょうか、伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市内に行政以外が関わる市民農園につきましては、現在、農家自営型市民農園が市内に2か所開園されております。区画数につきましては、34区画と56区画になっております。利用料は月額6,600円となっております。

この市民農園には、休憩スペース、農具小屋、貯水タンク、農具や肥料、駐輪スペースが設置され、自産自消アドバイザーという方がお一人、週3から4日ほど常駐し、利用者への耕作などの相談やアドバイスをいただいていると聞いております。

また、市内では新たに農家自営型市民農園開園を検討している土地所有者の情報もあることから、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) そうすると、月6,600円ということですから、奈良橋市民農園の8倍ぐらいになるというふうに思います。奈良橋市民農園に関わる収支の状況について伺います。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 奈良橋市民農園に関わる収支の状況についてでございます。

賃貸借契約期間が令和2年3月1日から、現在令和4年度の見込額でお示しします。平成31年から令和4年までの歳入に入ります市民農園の使用料の合計金額が341万5,500円の見込みでございます。歳出につきましては、借上料や水道料、除草費などを含めまして197万3,553円でございます。このほかに、開設準備工事や、途中で柵の設置工事を加えました金額が467万5,000円となっております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 大体地代は幾らなんですか。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 令和4年度の地代で申しますと、年間61万8,922円でございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) いろんな費用が、使えるようにするのに初期費用いろいろかかったというのは分かりませんが、通年でいうと、地代が60万円で、収入は100区画だから100万円あるということで、40万円ほどの黒字になるという状況です。

農業振興計画でも必要な事業とされている。民間の市民農園ができたといっても総数で150区画ほどに減少してしまうと。平成20年度から見れば100も少なくなると。しかも8倍もの料金がかかるということです。廃止する理由はないのではないかと。廃止・縮小できる事業がないかという視点だけでリストアップするからこういうことになるのではないかと。廃止計画の中止を求めますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) まず、この答弁の前に、先ほどお答えした中で、奈良橋市民農園の借上料の金額は、正しくは年間61万8,992円でございます。訂正して、おわび申し上げます。

市では、事務事業の見直しにより、賃貸借契約期間満了となる令和7年2月28日をもって奈良橋市民農園を廃止することと決定いたしました。平成30年9月から、農地所有者が所有する相続税納税猶予制度適用農地である生産緑地を市民農園に開設しやすくなるよう制度改正が行われました。こういった制度改正を受け、行政だけでなく、農地所有者の方による農園開設も農地の保全において大変有効であると考えております。

農家自営型市民農園につきましては、現在市内2か所開園されており、また、今後農家自営型市民農園開園を検討している農地所有者の方の情報を伺っております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 次に、③の地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定について伺います。

COP27が閉幕したところですが、国連は、各国政府の目標を全部足し合わせても今世紀末に気温が2.5度上昇してしまうというふうにしています。気温上昇1.5度未満に抑え込まなければならないという中で、大変な事態になっているわけです。

この気温上昇1.5度未満に抑えるために、世界は2030年までに2010年比でCO<sub>2</sub>45%削減する目標を掲げていますが、日本は2010年比でいうと42%という低い目標です。各国政府が大幅に目標を引き上げることが求められています。

都内では島嶼部を除く75%の区市町村が、区域全域でCO<sub>2</sub>を削減する計画である区域施策編を策定しており、この間繰り返し市長に求めてきたところですが、今回の市長答弁で、喫緊の課題と捉え、令和6年度中の策定に向けた準備を進めていきたいと答弁がありました。大変重要です。第1回定例会と第3回定例会で策定を求めましたが、策定は努力義務だとの答弁で、策定するとも、いつまで策定するとも答弁ありませんでした。どのような経過で策定を決めたのか伺います。

○市民環境部長（田村美砂君） これまで努力義務と答弁したことは、法律上の位置づけがそうなっているというところで申し上げてきたものでございます。第3回定例会の答弁でも、策定については検討している旨を答弁をさせていただきました。

今年度、部内で検討を重ねまして、令和5年度からの事業費が実施計画へ計上事業として採択されましたのが11月でありますので、ここで策定について事業化が決まり、答弁のほう申し上げたものでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 大変重要だと思います。内容については、同僚議員がまた後で触れますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

④のところですが、資料で、第5次行政改革大綱推進計画達成状況報告書、これ頂きました。扶助費の見直し、つまり廃止・縮小で、平成29年度から令和3年度まで465万1,000円の効果があつたと記載されています。平成29年度から令和3年度まで見直した年度ごと、事業ごとに廃止・縮小の別、事業費全体の効果額と一般財源の効果額を伺います。また、今後どのような検討を行っていくのか伺います。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 第5次行政改革大綱推進計画達成状況報告書の歳出の縮減の取組項目、扶助費の分析・見直しによる効果額465万1,000円は、第5次行政改革大綱推進計画における歳出の縮減の取組により当初予算と翌年度当初予算を比較した効果額であります。

年度ごとに見てみますと、平成29年度から平成31年度までは、効果額はございません。令和2年度中の見直しにより、高齢者日常生活支援事業のうち、廃止により、日常生活用具給付費が事業費14万4,000円、一般財源7万2,000円、高齢者住宅改修等給付費が事業費427万3,000円、一般財源185万6,000円、特殊眼鏡代助成費が事業費6万5,000円、一般財源3万3,000円の効果額がありました。

令和3年度中の見直しにより、高齢者日常生活支援事業の火災安全システム機器給付費が、廃止により、事業費16万9,000円で、全て特定財源によるものであります。

今後につきましても、第6次行政改革大綱に基づき、行政評価制度の活用、他市の状況を参考に、扶助費の適正に取り組んでまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、全部で一般財源の効果額としては合計幾らになりますか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 一般財源の効果額は196万1,000円でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今御答弁あつた令和2年、令和3年ということで、この間取り上げてきた介護保険のサービス、低所得者の介護保険利用料の助成制度や、それから高齢者や障害者の命をつなぐ家具転倒防止器具取

付事業等々、この中に含まれているんだと思います。

第3回定例会で市長は、国や他自治体水準を上回っている施策は全てなくすと、京都市長の発言を解説し、東大和市においても結構シビアにやっていきたいと答弁されました。経済的に弱い方々に対してシビアに支援策を切り捨てる、このようなことはやるべきではないと考えます。

市長は、持続可能な行財政運営について、将来市民の選択肢を奪うことなく、現在市民の要求を最大限実現することと繰り返し説明していますが、この最大限を広げるのでなく切り詰めることだ、とりわけ弱い立場の方々が切り捨てられていくことだということではないでしょうか。転換を求めて、次に移ります。

4番目の学校統廃合のところでは、

国連の世界幸福度ランキングで日本は54位ですが、1位のフィンランドは、OECDの学習到達度調査（PISA）でも1位を取るなど、教育でも注目されています。

同僚議員が学校給食費の無償化を求める質問をしましたが、フィンランドでは、教科書も教材もノートも給食も無償です。学校まで5キロ以上離れていると、無償タクシーで通学できるとのことです。徹底した教育の無償化が進められています。授業時間も、どうも日本の半分とのこと、受験どころか日常のテストもないようです。服装や髪型についての校則もなく、化粧しようが髪を染めようが、本人が決定権を持っていることなので侵害しない、干渉しないという共通認識がある。子供が様々な権利を持っていることを教えて、自己肯定感を高め、このことを通じて、他人の権利を侵害してはいけないことも学ぶといいます。

日本の教育の課題について、東大和市の教育の課題について、考えを伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 日本の教育の課題についてでございますが、デジタル化の急速な進展により、知識、技能の目新しさや価値の減少が進む中、これからの日本の教育の課題については、子供の時代から好奇心を持って自らの関心事を追求し、主体的に学ぶことで、前向きに取り組む姿勢を身につけ、達成感を得る経験を積み重ねていく教育の充実が挙げられております。

市の教育課題についても、国と同様に、総合的な学習の時間等における探求の学びを充実し、人生を切り開く意思や将来のキャリア意識等を醸成し、子供が幸福で充実した人生を送るために必要な心理的、認知的、社会的、身体的な働きと、潜在能力と言われますウェルビーイングの向上を図っていくことが挙げられます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今御答弁にありましたように、学ぶことが本当に楽しいということが本当に大事だと思います。

マイケル・ムーアの「世界侵略のススメ」という映画で、フィンランドの教育について一部取り上げていますが、私は涙が出るほど感動しました。やっぱり世界幸福度ランキングで1位になるはずだと思いました。体育や詩や音楽や芸術は受験に役立たないからやらないなどと言わず、脳を活性化させることは全て教えるといいます。

先ほど、授業は日本の半分だと紹介しましたが、宿題もありません。長時間脳を酷使するのは逆効果だと。子供たちにはやるべきことがほかにたくさんあるんだということです。学校は、子供たちが幸せになる方法を身につけるところだと、教師が口をそろえて言います。

先ほど同僚議員への答弁で、校則について、社会規範の遵守という答弁ありましたが、高校の道徳教育では、その道徳教育の示す価値観についての意見を問う。つまり、その授業で教える価値観を絶対視するのでなく、相対化し、客観的に科学的に物事を捉える立場を大切にする教育になっています。

今日は、日本の東大和の子供の教育環境について伺いたいと思います。

フィンランドでは、教材費等も含めて無償だと先ほど紹介しましたが、東大和はどうでしょうか。ランドセル、学用品、上履き、体操着、水着、紅白帽子、絵の具、色鉛筆、習字道具、ハーモニカ、ピアノ、給食費、PTA会費、教材費、実習材料費、遠足費、制服代、修学旅行代等々、年にならしてどの程度の保護者負担があるのでしょうか。小学生、中学生、それぞれ伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 保護者負担につきまして御説明させていただきます。

給食費につきましては、小学校は年間3万9,160円から4万7,080円、中学校は年間5万380円で、市内一律となっておりますが、そのほかランドセル等につきましては、各御家庭で違いがございますので、申し訳ございません、一律には申し上げられません。

文部科学省が行った平成30年度の子供の学習費調査によりますと、公立小学校に係る教育費については、平均10万6,830円、中学校では18万1,906円であります。内訳につきましては、学用品費、体育用品費、楽器等購入費、実験実習材料費、クラブ活動費、通学費など、保護者が子供に教育を受けさせるために支出した経費である学校教育費が、小学校は平均6万3,102円、中学校は13万8,961円となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど、ざあっとたくさん項目並べましたけど、まあちょっともう、子供はもうとつくに卒業してますけど、大変な負担だなというふうに思います。

さらに、EU諸国では高等教育も無償ですが、日本では大学卒業時に数百万、1,000万の借金を背負うことになる。こうしたことも少子化の大きな要因とされています。これで平等な教育が実現できるのでしょうか。

教育環境の国際比較をできる資料はないだろうかということで、当市の中央図書館レファレンス室で伺いました。「図表でみる教育 OECDインディケータ」を紹介していただきました。当市には2015年版までしかなかったのですが、立川中央図書館に2021年版があることも教えていただき、閲覧してきました。

この「図表でみる教育 OECDインディケータ（2021年版）」では、初等教育から高等教育までに対する公的支出について、対GDP比でOECD平均の4.4%に対して、日本は3.0%となっています。もっと教育に日本はお金をかけるべきではないか、教育委員会の見解を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教育費についてでございますが、教育委員会といたしましては、限りある財源を最大限にかつ効果的に活用して、子供たちにとって最適な教育環境を整える必要があると認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 教育委員会は、子供たちの利益最優先で、もっと金よこせということで頑張っていただきたいと思います。

同じく「図表でみる教育」には、2019年の平均学級規模が出ています。小学校について見ると、OECD平均で21人、EU加盟22か国で19人に対して、日本は27人となっています。統計東やまとで、同一の基準にするために、特別支援学級を除いて2019年を算出すると30.62人となります。中学校については、OECD平均で23人、EU加盟国で21人、日本は32人、統計東やまとでは33.13人となります。

同じくこの「図表でみる教育」では、2019年の教員1人当たりの児童・生徒数も比較できます。小学校では、OECDで15人、EUで13人に対し日本は16人です。中学校では、OECDが13人、EUが11人、日本は13人です。

今年の決算特別委員会で頂いた資料で東大和市の状況を見ると、令和3年9月1日現在で、小学校の児童への教育に直接従事している専門的職員である主幹、指導教諭、主任、教諭、特別支援、特支教室の教員数は214人となります。この時点の児童数は何人か伺います。また、中学校の教員数は、同様に111人となります。生徒数は何人なのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 令和3年9月1日現在の児童数は4,366人、生徒数は2,071人でございます。以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、東大和市の教員1人当たり児童数は20.4人、生徒数は18.7人となります。もう一度整理すると、学校規模について、小学校については、OECD21人、EU19人、日本27人、東大和31人、中学校は、OECD23人、EU21人、日本32人、東大和33人、教員1人当たりの児童数は、OECD15人、EU13人、日本16人、東大和20人、1人当たり生徒数は、OECD13人、EU11人、日本16人、東大和19人となります。

東大和市の子供たちの教育に大きく影響を与えるであろう学級規模、教員1人当たりの児童・生徒数を見てきました。国際的に見ても、また日本の中で見ても、東大和市の子供たちの教育環境、一層の拡充が求められていると考えますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学級規模についてでございますが、現在国におきまして段階的に導入している小学校における35人学級等の教育的効果を実証的に分析・検討する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討するとされておりますことから、引き続き、国や東京都の動向に注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今ずっと数字を紹介したんですよ、東大和市の現状も含めて。一層の拡充が求められているのかどうかという認識を伺ったんですけども、ちょっと答弁がなかったように思います。

国際的に見ても、日本の中で見ても、学級規模、東大和は大きいし、教員1人当たりの児童数も生徒数も多いと。つまり、子供の教育環境の中心を担うところで立ち後れているということが、この数字から明らかだと思います。

国においてという話ありましたが、岸田政権は、少子化だからといって、今年度、公立小・中学校の教職員を3,302人減らしました。しかも、小・中・高校、特別支援学校での教員の未配置が2021年4月初で2,558人という状況です。教員を減らさなければ、学級規模をもっと小さくして、教員1人当たりの児童・生徒数を少なくして教育環境をよくできるのに減らしてしまう。国際的に見て劣っている教育環境、少子化を契機に追いつくチャンスなのに教員を減らしてしまう。こういった国の動向について、教育委員会としてどう捉えているのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 国は、人工知能やビッグデータといったサイバー空間と現実空間が高度に融合したSociety5.0時代の到来や、子供たちの多様化の一層の進展等も踏まえ、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立小学校の学級編制の標準を段階に引き下げ、現在は第3学年まで進行しているところでございます。

国は、その成果や課題を現在調査していると聞いております。教育委員会としましては、中学校の引下げに

についても期待しているところでございます。

以上でございます。

---

○副議長（佐竹康彦君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時54分 延会